

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																
4	<p>11 多様な主体の参画による防災体制の確立</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画<u>その他</u>の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>11 多様な主体の参画による防災体制の確立</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画<u>や</u>_____多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。<u>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>																
5	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生し_____，又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生し<u>した場合</u>，又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>																
8	<p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td> (1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに<u>津波</u>防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び<u>津波発生時における</u>被害の拡大防止のための応急対策 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td> (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、_____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、_____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策	<p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td> (1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに_____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び_____被害の拡大防止のための応急対策 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td> (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに_____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び_____被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策	<p>記述の適正化</p>
機関名	業務大綱																		
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)																		
(略)	(略)																		
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、_____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策																		
機関名	業務大綱																		
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに_____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び_____被害の拡大防止のための応急対策 (略)																		
(略)	(略)																		
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策																		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考										
11	(略)	(略)	記述の適正化										
	(略)	(略)											
	【指定地方行政機関】	【指定地方行政機関】											
	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集, 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)		(略)	仙台管区气象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集, 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集 <u>及び</u>発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u>水象の予報 <u>並びに</u>警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	仙台管区气象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集 <u>及び</u> 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)
(略)	(略)												
仙台管区气象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集, 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
仙台管区气象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集 <u>及び</u> 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)												
(略)	(略)												
13	【指定公共機関】	【指定公共機関】	分社化に伴う追加指定										
	(略)	(略)											
	東北電力株式会社宮城支店 <u>(新規)</u>	東北電力株式会社宮城支店 <u>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社</u>											
	(略)	(略)											
19	第3節 県の概況 (略)	第3節 県の概況 (略)	記述の適正化										
	第2 地勢 (略) 6 土地利用 現況については, 奥羽山脈など山岳部や山麓部には, 生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり, 林業の場, レクリ <u>エ</u> ーションの場として利用されている。 仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は, 各河川によって涵養され, これらの主要河川の流域を中心に集落が開け, 全国有数の穀倉地帯を形成している。 仙台湾臨海部は, 仙台塩釜港, <u>石巻港の建築</u> を契機として, 工業開発が進み, 県土の	第2 地勢 (略) 6 土地利用 現況については, 奥羽山脈など山岳部や山麓部には, 生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり, 林業の場, レクリ <u>エ</u> ーションの場として利用されている。 仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は, 各河川によって涵養され, これらの主要河川の流域を中心に集落が開け, 全国有数の穀倉地帯を形成している。 仙台湾臨海部は, 仙台塩釜港 <u>_____</u> の <u>建設</u> を契機として, 工業開発が進み, 県土の											

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
19	<p>中でも人口の集積や商工業，教育文化機能の集積が著しく，都市的土地利用が最も進んでいる。</p> <p>(略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は，東北縦貫自動車道及び常磐，三陸縦貫自動車道を主軸とし，東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号，6号，45号などの一般国道(1,400.0km)，さらに，県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,175.1km)，一般県道(1,141.1km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(25,670.7km)で構成されており，総延長は平成29年3月末現在で25,386.9kmとなっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は，東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成30年9月現在，国内定期便は，国内10都市(札幌，成田，小松，名古屋，大阪，神戸，出雲，広島，福岡，沖縄)，国際定期便は，海外4都市(ソウル，北京，上海，台北)への路線が開設されている。</p> <p><u>なお，平成29年における輸送実績は，旅客数が337万人，航空機輸送による貨物量は5,824トンであった。</u></p> <p>(4) 港湾</p> <p>本県の港湾は，国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区，塩釜港区，石巻港区，松島港区)及び地方港湾として気仙沼港，女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成28年で4,802万トン，うち外国貿易貨物取扱量は1,550万トンである。</p> <p>(略)</p>	<p>中でも人口の集積や商工業，教育文化機能の集積が著しく，都市的土地利用が最も進んでいる。</p> <p>(略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は，東北縦貫自動車道及び常磐，三陸縦貫自動車道を主軸とし，東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号，6号，45号などの一般国道(1,426.2km)，さらに，県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,197.1km)，一般県道(1,139.8km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,750.8km)で構成されており，総延長は平成31年3月末現在で25,513.9kmとなっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は，東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p><u>令和2年9月現在，国内定期便は，国内10都市(札幌，成田，小松，名古屋，大阪，神戸，出雲，広島，福岡，沖縄)，国際定期便は，海外5都市(ソウル，北京，上海，台北，バンコク)への路線が開設されている。</u></p> <p>(4) 港湾</p> <p>本県の港湾は，国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区，塩釜港区，石巻港区，松島港区)及び地方港湾として気仙沼港，女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成30年で4,947万トン，うち外国貿易貨物取扱量は1,601万トンである。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>輸送実績の削除</p> <p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
39	<p>第5 風雪害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（<u>駒ノ湯</u>）（統計期間1983年1月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2018</u>年8月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台湾管区気象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間1990年～2010年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は54.2日（平年値：統計期間1981年～2010年）となっている（<u>2018</u>年8月現在）。</p> (略)	<p>第5 風雪害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒_____（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2020</u>年8月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台湾管区気象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間1990年～2010年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は54.2日（平年値：統計期間1981年～2010年）となっている（<u>2020</u>年8月現在）。</p> (略)	<p>時点修正</p>
41	<p>第6 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島<u>地域気象観測所(仙台湾管区気象台)</u>で日最大風速が15m/s以上の日数は、年間で12.4日（平年値：統計期間1981年～2010年）となっている。</p> (略)	<p>第6 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>2 現況 (略)</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島_____で日最大風速が15m/s以上の日数は、年間で12.4日（平年値：統計期間1981年～2010年）となっている。</p> (略)	<p>記述の適正化</p>
43	<p>3 防災措置等 (略)</p> <p>(2) 集落の安全確保 (略)</p> <p>ト 防災営農技術等の普及 (略)</p> <p>(二) 水産業対策 ① (略) ② (略)</p> <p>_____</p> (略)	<p>3 防災措置等 (略)</p> <p>(2) 集落の安全確保 (略)</p> <p>ト 防災営農技術等の普及 (略)</p> <p>(二) 水産業対策 ① (略) ② (略) ③ <u>漁港地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風リスクを低減するため、防波堤等の耐浪化対策を推進する。</u></p> (略)	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
45	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>1 目的 火山の噴火その他火山現象による災害が発生し_____, 又は発生するおそれのある場合において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 現況 (略)</p>	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>1 目的 火山の噴火その他火山現象による災害が発生した<u>場合</u>、又は発生するおそれのある場合において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
45	<p>(2) 火山の概要</p> <p>イ 栗駒山 栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり、<u>別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。</u> <u>1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。</u></p> <p>山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田一中撤(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(<u>日本活火山総覧(第4版)による</u>)。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年(2010年)より常時観測(震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p>	<p>(2) 火山の概要</p> <p>イ 栗駒山 栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがる<u>安山岩の成層火山であり、山体は、約50万年前の南部独立火山列、古期東栗駒火山体、約40～10万年前の新期栗駒山火山体、栗駒山火山体、約30～10万年前の秣岳火山体、数万年前より若い剣岳火山体に区別される。</u>⁽¹⁾</p> <p>山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田一中撤(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている_____。⁽²⁾</p> <p><u>歴史時代には、1716年～36年にかけて、1744年、及び1944年に噴火が記録されている。</u></p> <p><u>また、平成20年(2008年)6月14日に発生した岩手宮城内陸地震によって、栗駒山の東麓で大規模な地すべりが発生した。</u>⁽³⁾</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年(2010年)より常時観測(震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p>	研究成果を踏まえた記述の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
45	<p>ロ 鳴子</p> <p><u>鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約7kmの不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの4つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼(直径400m)の内外やその西側の溶岩ドーム(海拔396m)の壁では硫気活動が盛んである。</u></p> <p><u>溶岩ドームには直径100～400m程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼－上原テフラ(1.8万年)が潟沼形成に関わったと考えられている。</u></p> <p><u>鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第4版)による)</u></p> <p>なお、仙台管区気象台では、広域地震観測網により監視を行っている。</p>	<p>ロ 鳴子</p> <p><u>鳴子火山は、本県北西部に位置する小規模カルデラ火山である。山頂には、直径約5kmのカルデラが存在する。その内部には溶岩ドーム群および溶岩流からなる中央火口丘が形成され、さらにそれらの中央部に火口湖、潟沼が存在している。</u></p> <p><u>カルデラは、荷坂火砕流堆積物、柳沢火砕流堆積物の形成に伴い形成されている。中央火口丘は流紋岩質であり、直径100m～400m程度の爆裂火口が多数認められる。</u></p> <p><u>鳴子火山のうち、潟沼西部の鳥谷ヶ森溶岩は、約1万3000～4000年前に流出したものと考えられる。</u></p> <p><u>歴史時代の噴火記録は、837年5月の噴火があるのみである。古文書の解析結果から、この噴火も水蒸気爆発主体であったものと推定されている。(4)</u></p> <p>なお、仙台管区気象台では、広域地震観測網により監視を行っている。</p>	<p>研究成果を踏まえた記述の修正</p>
46	<p>ハ 蔵王山</p> <p><u>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</u></p> <p><u>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体の上部を形成する熊野岳(最高峰)・刈田岳(かっただけ)などが噴出した後、山頂部に直径2km程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜(直径360m、別名五色沼)を持つ。</u></p> <p><u>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約70万年前には始まっていたと考えられ、現在までに4つのステージがあったとされている。</u></p> <p><u>2万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが2000年～3000年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約1000年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</u></p> <p><u>1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川</u></p>	<p>ハ 蔵王山</p> <p><u>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している活火山であり、多数の山頂がほぼ北北東-南南西に配列しており、広義には南北約20km、東西約20kmの範囲に分布している火山群を指す。</u></p> <p><u>この範囲にある主な山頂は、北から、瀧山、五郎岳、三郎岳、地藏岳、熊野岳、五色岳、刈田岳、前山、烏帽子岳、杉ヶ峰、屏風岳、馬ノ神岳、不忘岳である。</u></p> <p><u>また、その形成年代、分布や噴出物の特徴から、北から瀧岳、中央蔵王山、南蔵王山に分けられる場合が多い。瀧岳は約100万年前に活動した玄武岩質の火山、中央蔵王山は約100万年前～現在、南蔵王山は約120～7万年前に活動した玄武岩からデイサイトの多数の岩石からなる成層火山である。</u></p> <p><u>蔵王火山の噴火活動は、約100万年の噴火の歴史がある。約100万年前には玄武岩質のマグマの水中噴火活動が卓越した。約50～4万年前には安山岩質マグマ活動が卓越し、4つの中規模の火山体が時期を異にして形成された。</u></p> <p><u>約2,000年前以降の活動によって、五色岳が形成された。現在の火口は御釜であるが、活動開始時にはそれよりやや東方にあり、約800年前に御釜に火口が移動した。</u></p>	<p>研究成果を踏まえた記述の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																		
47	<p><u>で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している（日本活火山総覧（第4版）による）。</u></p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（震動観測，空振観測，遠望観測，地殻変動観測）を行っている。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（略）</p> <p>4 防災事業等の推進</p> <p>（1）火山災害警戒地域の指定</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="226 799 1021 997"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td> <td>宮城県，岩手県，秋田県</td> <td>栗原市，一関市，<u> </u>湯沢市，<u> </u> <u> </u>東成瀬村</td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>宮城県，山形県</td> <td>蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	栗駒山	宮城県，岩手県，秋田県	栗原市，一関市， <u> </u> 湯沢市， <u> </u> <u> </u> 東成瀬村	蔵王山	宮城県，山形県	蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市	<p><u>御釜を火口とする噴火は17世紀までに少なくとも4フェーズ認められ，それに加えて1794年以降の古記録に残る多数の噴火がある。</u></p> <p><u>1794年以降の噴火の中でもっとも記録が多いのは1894年～1897年のものであり，計7回の噴火が発生した。⁽⁵⁾</u></p> <p><u>また，2015年4月に噴火警報（火口周辺危険），2018年1月に噴火警報（噴火警戒レベル2）が発表された。</u></p> <p>なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（震動観測，空振観測，遠望観測，地殻変動観測）を行っている。</p> <p><u>(1), (3), (4), (5) 伴 雅雄他「日本地方地質誌2．東北地方（日本地質学会編）」朝倉書店 平成29年より</u></p> <p><u>(2) 気象庁「日本活火山総覧（第4版）」平成25年より</u></p> <p>（略）</p> <p>4 防災事業等の推進</p> <p>（1）火山災害警戒地域の指定</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1128 799 1924 997"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td> <td>宮城県，岩手県，秋田県</td> <td>栗原市，一関市，<u>横手市</u>，湯沢市，<u>羽後町</u>，東成瀬村</td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>宮城県，山形県</td> <td>蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	栗駒山	宮城県，岩手県，秋田県	栗原市，一関市， <u>横手市</u> ，湯沢市， <u>羽後町</u> ，東成瀬村	蔵王山	宮城県，山形県	蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市	<p>引用文献の記載</p> <p>火山災害警戒地域の追加</p>
火山名	県名	市町村名																			
栗駒山	宮城県，岩手県，秋田県	栗原市，一関市， <u> </u> 湯沢市， <u> </u> <u> </u> 東成瀬村																			
蔵王山	宮城県，山形県	蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市																			
火山名	県名	市町村名																			
栗駒山	宮城県，岩手県，秋田県	栗原市，一関市， <u>横手市</u> ，湯沢市， <u>羽後町</u> ，東成瀬村																			
蔵王山	宮城県，山形県	蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市， 上山市																			
48	<p>（2）防災体制の整備等</p> <p>イ 火山防災協議会</p> <p>（略）</p> <p><u>また，火山防災協議会は，観光客や登山者を想定した訓練を実施し，宿泊施設，観光施設，交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに，訓練により明らかとなった課題等について，避難計画に反映させる等，訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。</u></p> <p>（略）</p>	<p>（2）防災体制の整備等</p> <p>イ 火山防災協議会</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（略）</p>	<p>6 防災訓練の実施に移記</p>																		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
49	<p>ハ 市町村 （略） <u>（新規）</u></p>	<p>ハ 市町村 （略） <u>（ハ） 避難施設、避難場所等の整備</u> 市町村は、火山防災協議会で策定した避難計画等に基づき、<u>避難施設、避難場所等の事項を地域防災計画に定める。</u> <u>① 指定緊急避難場所の確保</u> 市町村は、発生が想定される火山現象の影響を受けないところで、かつ住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。 また、指定にあたっては、第2章第16節第4「指定緊急避難場所の確保」に留意する。 <u>② 指定避難所の確保</u> 市町村は、発生が想定される火山現象、火山ハザードマップを踏まえ、安全な場所に指定避難所を指定する。 また、指定にあたっては、第2章第17節第2「避難所の確保」に留意する。 <u>③ 避難路の確保</u> 市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路を指定する場合、発生が想定される火山現象、火山ハザードマップを踏まえて避難路を指定する。 また、指定にあたっては、第2章第16節第5「避難路の確保」、第6「避難路等の整備」及び第7「避難誘導体制の整備」に留意する。 <u>④ 噴火警報の発表及び突発的な噴火が発生した場合の避難経路</u> 市町村は、火山防災協議会で策定した避難計画等に基づき、<u>噴火警報の発表及び突発的な噴火が発生した場合に備え、規制対象区域外への避難経路等を予め地域防災計画に規定する。</u></p>	<p>活動火山特別措置法第5条第1項に定める事項に関する記載の明確化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																				
50	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(イ) 噴火速報 仙台管区気象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や火山周辺の住民等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>(ロ) 噴火警報</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 噴火予報 仙台管区気象台が、<u>噴火警報を解除する場合等</u>に発表する。</p>	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ) 噴火警報</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 噴火予報 仙台管区気象台が、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合</u>に発表する。</p>	<p>記述箇所の移動</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>																																				
51	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動の状況の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>キーワード</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td rowspan="2">入山危険</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>活火山であることに留意</td> <td>火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	キーワード	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動の状況の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>警戒事項等</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td rowspan="2">入山危険</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>活火山であることに留意</td> <td>火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)	<p>記述の適正化</p>
名称	対象範囲	キーワード	火山活動の状況																																				
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
	火口から少し離れた所までの火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に 影響 が及ぶ)																																				
名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況																																				
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
	火口から少し離れた所までの火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																				
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に 危険 が及ぶ)																																				

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																										
52	<p>(三) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標である。</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では、<u>蔵王山</u>で運用されている。</p> <p>また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表している。</p> <p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1" data-bbox="206 754 1032 1410"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (<u>キーワード</u>)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより火口 側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に<u>影響</u>が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>火口から少し 離れた所まで の火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に<u>影響</u>が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1</td> <td>火山活動は静穏</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (<u>キーワード</u>)	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>影響</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>影響</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏	<p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火<u>警報</u>・<u>予報</u>に付して発表する指標である。</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では<u>栗駒山</u>、<u>蔵王山</u>で運用されている。また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表している。</p> <p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1111 754 1937 1410"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (<u>警戒事項等</u>)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより 火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に<u>危険</u>が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>火口から少し 離れた所 までの火口 周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に<u>危険</u>が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1</td> <td>火山活動は静穏</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (<u>警戒事項等</u>)	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>危険</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から少し 離れた所 までの火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>危険</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (<u>キーワード</u>)	火山活動の状況																																										
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される																																										
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される																																										
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>影響</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																										
	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>影響</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																										
噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏																																										
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (<u>警戒事項等</u>)	火山活動の状況																																										
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される																																										
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される																																										
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>危険</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																										
	火口から少し 離れた所 までの火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に <u>危険</u> が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																																										
噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏																																										

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）		修正後		備考																																					
		(活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に影響が及ぶ)		(活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)																																				
	(新規)		<p style="text-align: center;">栗駒山 噴火警戒レベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警戒</td> <td rowspan="2">噴火警戒(居住地域及びそれより火口側)</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等。</td> <td>・融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。</td> <td>・融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒</td> <td rowspan="2">噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺警戒</td> <td>火口から居住地域近</td> <td>3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。</td> <td>・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 ・火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サーージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし</td> </tr> <tr> <td>火口周辺</td> <td>2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。</td> <td>・火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サーージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (活火山であることに留意)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制等。</td> <td>・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)</p> <p>※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>※ レベル3以上の火砕流・火砕サーージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況を見ながら判断する。</p>		種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警戒	噴火警戒(居住地域及びそれより火口側)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	・融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし	警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺警戒	火口から居住地域近	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 ・火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サーージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	・火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サーージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。	栗駒山の噴火警戒レベル表の追加
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																				
特別警戒	噴火警戒(居住地域及びそれより火口側)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	・融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし																																				
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし																																				
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺警戒	火口から居住地域近	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 ・火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サーージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし																																				
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	・火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サーージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火																																				
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。																																				

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																						
	<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">蔵王山 噴火警戒レベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 343 1153 430">種別</th> <th data-bbox="1153 343 1198 430">名称</th> <th data-bbox="1198 343 1243 430">対象範囲</th> <th data-bbox="1243 343 1288 430">噴火警戒レベル (留意)</th> <th data-bbox="1288 343 1422 430">火山活動の状況</th> <th data-bbox="1422 343 1579 430">住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th data-bbox="1579 343 1825 430">想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 430 1153 742" rowspan="2">特別警戒</td> <td data-bbox="1153 430 1198 742" rowspan="2">噴火警戒（居住地域）又は噴火警戒</td> <td data-bbox="1198 430 1243 630">居住地域及びそれより火口側</td> <td data-bbox="1243 430 1288 630">5 (避難)</td> <td data-bbox="1288 430 1422 630">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td data-bbox="1422 430 1579 630">危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td data-bbox="1579 430 1825 630">融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 1821年の噴火：噴動、御釜湧騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火：御釜湧騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火：噴石、火災サーズ、御釜の湖水氾濫、洪水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 630 1243 742"></td> <td data-bbox="1243 630 1288 742">4 (避難準備)</td> <td data-bbox="1288 630 1422 742">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td data-bbox="1422 630 1579 742">警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。</td> <td data-bbox="1579 630 1825 742">融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 1930～1943年の活動及び1940年の噴火：御釜の噴気、湯気、水面上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 742 1153 1037" rowspan="2">警戒</td> <td data-bbox="1153 742 1198 1037" rowspan="2">噴火警戒（火口周辺）又は火口周辺警戒</td> <td data-bbox="1198 742 1243 885">火口から居住地域近くまで</td> <td data-bbox="1243 742 1288 885">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="1288 742 1422 885">居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="1422 742 1579 885">住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）</td> <td data-bbox="1579 742 1825 885">火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動：御釜の湖心からガス噴出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 885 1243 1037">火口周辺</td> <td data-bbox="1243 885 1288 1037">2 (火口周辺規制)</td> <td data-bbox="1288 885 1422 1037">火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="1422 885 1579 1037">住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）</td> <td data-bbox="1579 885 1825 1037">火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 1949年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966年の活動：楯子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、傾斜変動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1037 1153 1157">予報</td> <td data-bbox="1153 1037 1198 1157">噴火予報</td> <td data-bbox="1198 1037 1243 1157">火口内等</td> <td data-bbox="1243 1037 1288 1157">1 (活火山であることに留意)</td> <td data-bbox="1288 1037 1422 1157">火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td data-bbox="1422 1037 1579 1157">状況に応じて火口内への立入規制等。</td> <td data-bbox="1579 1037 1825 1157">火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 御釜由来の泥流とは、噴火に伴い御釜の水が溢れ出ることや火口壁が崩壊することによって発生する現象。火口地下から直接噴出する水が熱泥流となって流下する可能性もある。</p> <p>※ 火口は、御釜を含む馬の背カルデラのいずれかに想定される。</p> <p>※ 特定地域とは、湯川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。</p>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (留意)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警戒	噴火警戒（居住地域）又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 1821年の噴火：噴動、御釜湧騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火：御釜湧騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火：噴石、火災サーズ、御釜の湖水氾濫、洪水		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 1930～1943年の活動及び1940年の噴火：御釜の噴気、湯気、水面上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成	警戒	噴火警戒（火口周辺）又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動：御釜の湖心からガス噴出	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 1949年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966年の活動：楯子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、傾斜変動	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生	<p>蔵王山の噴火警戒レベル表の追加</p>
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (留意)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																			
特別警戒	噴火警戒（居住地域）又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 1821年の噴火：噴動、御釜湧騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火：御釜湧騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火：噴石、火災サーズ、御釜の湖水氾濫、洪水																																			
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 1930～1943年の活動及び1940年の噴火：御釜の噴気、湯気、水面上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成																																			
警戒	噴火警戒（火口周辺）又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動：御釜の湖心からガス噴出																																			
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 1949年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966年の活動：楯子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、傾斜変動																																			
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生																																			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(二) 噴火速報</u> <u>仙台管区気象台が、登山者や火山周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</u> <u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u> ・<u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合</u> ※ ・<u>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> ※ <u>噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u> <u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p>	<p>記述箇所の移動</p>
	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(ホ) 火山の状況に関する解説情報</u> <u>仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p>	<p>記述の追加</p>
	<p><u>(ホ) 降灰予報</u></p> <hr/> <p>① 降灰予報(定時) ・噴火警報発表中の火山で、<u>予想される</u>噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>② 降灰予報(速報) ・<u>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。</u> ・<u>降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測さ</u></p>	<p><u>(へ) 降灰予報</u> <u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u></p> <p>① 降灰予報(定時) ・噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</u> ・18時間先(3時間区切り)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>② 降灰予報(速報) ・<u>噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考								
	<p>れた場合に発表。</p> <p>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度)発表。</p> <p>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <p>・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。</p> <p>・降灰予報(定時)を公表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>・降灰予報(速報)を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</p> <p>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。</p> <p>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。</p> <p>(ト) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報 以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山の状況に関する解説情報は、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報で、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する。なお、臨時に発表する際はその旨を情報内に明示する。</p> <p>② 火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や 警戒 事項</p>	<p>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>※1 降灰予報(定時)を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <p>・噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</p> <p>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</p> <p>※2 降灰予報(定時)を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報(速報)を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</p> <p>降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="1317 850 1886 983"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上1mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(ト) 火山ガス予報</p> <p>仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p> <p>(チ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。</p> <p>(削除)</p> <p>① 火山活動解説資料</p> <p>写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0.1mm 以上1mm 未満	少量	0.1mm 未満	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
降灰量階級	予想される降灰の厚さ										
多量	1mm 以上										
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満										
少量	0.1mm 未満										

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
53	<p><u>を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>③ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則として</u>毎月上旬に発表する。</p> <p>④ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した<u>場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を</u>発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等(_____ 噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む)</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区气象台 仙台管区气象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表(伝達)する。また、 _____ 蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルを噴火警報に付して発表する。</p> <p>(b) 宮城県 仙台管区气象台から噴火警報、<u>臨時の解説情報、噴火速報</u>等の伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>(c) 市町村 知事から噴火警報、<u>臨時の解説情報、噴火速報</u>等の伝達を受けたときは、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者等、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。</p>	<p><u>等について解説するため、臨時及び定期的</u>に発表する。</p> <p>② 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況 _____ や警戒事項を取りまとめ _____ ， _____ 毎月上旬に発表する。</p> <p>③ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した<u>ことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙が流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために</u>発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等(<u>噴火予報</u>・噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む)</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区气象台 仙台管区气象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表(伝達)する。また、<u>栗駒山</u>、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルを噴火警報に付して発表する。</p> <p>(b) 宮城県 仙台管区气象台から噴火警報 _____ 等の伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>(c) 市町村 知事から噴火警報 _____ 等の伝達を受けたときは、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者等、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
54	<p>なお、特別警報にあたる噴火警報(<u>蔵王山</u>では噴火警戒レベル4以上, <u>栗駒山</u>, 鳴子では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合には、直ちに住民、登山者等へ伝達する。</p> <p>b 通報及び伝達の系統 噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p> <p><u>(ロ) 噴火予報</u> <u>噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>なお、特別警報にあたる噴火警報(<u>栗駒山</u>, 蔵王山では噴火警戒レベル4以上, <u>蔵王山</u>, 鳴子では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合には、直ちに住民、登山者等へ伝達する。</p> <p>b 通報及び伝達の系統 噴火警報等の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">噴火警報等伝達系統図</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>P57より移記, 系統図, 注記一 部修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
55	<p>(4) 異常現象発見の通報 (略) イ 噴火(爆発, 溶岩流, 泥流, <u>軽石流, 熱雲</u>等)及びそれに伴う降灰等 (略)</p> <p>5 警戒避難体制の整備等 (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>6 避難確保計画</u> (略)</p>	<p>注) 二重枠の機関は, 気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は, 特別警報が発表された際に, 通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 <u>注) 太線及び二重線の経路は, 火山現象警報, 火山現象特別警報, 火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り)及び噴火速報が発表された際に, 活動火山対策特別措置法第12条によって, 通報又は要請等が義務付けられている伝達経路</u></p> <p>(4) 異常現象発見の通報 (略) イ 噴火(爆発, 溶岩流, 泥流, <u>火砕流</u>等)及びそれに伴う降灰等 (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 警戒避難体制の整備等 (略) <u>(2) 退避壕・退避舎等の活用</u> <u>県及び市町村は, 火山防災協議会の場を活用する等により, 退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとし, 検討結果等を踏まえ必要に応じて退避壕・退避舎等の整備に努める。</u></p> <p><u>6 防災訓練の実施</u> <u>火山防災協議会は, 関係機関と連携した防災訓練を実施し, 訓練により明らかとなった課題等について, 避難計画に反映させる等, 火山防災対策の充実を図る。</u> <u>また, 訓練実施にあたっては, 宿泊施設, 観光施設, 交通施設等の訓練への参加についても推進する。</u></p> <p><u>7 避難確保計画</u> (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>(2) 防災体制の整備等から移記, 記載内容一部修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
56	(新規)	<p>8 火山災害発生時等の対策</p> <p>(1) 避難対策等の実施</p> <p>市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な避難対策をとる。</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示(緊急)等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台区気象台、県、市町村及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。</p> <p>(2) 火山災害情報の収集・伝達体制</p> <p>火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、県、市町村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。</p> <p>災害情報の内容は次のとおりとする。</p> <p>イ 人的被害及び住居被害の状況</p> <p>ロ 要救助者の確認</p> <p>ハ 住民等の避難状況</p> <p>ニ 噴火規模及び火山活動の状況</p> <p>ホ 被害の範囲等</p> <p>ヘ 避難道路及び交通の確保の状況</p> <p>ト その他必要と認める事項</p> <p>(3) 広域避難の調整</p> <p>火山災害の発生による避難に関し、県又は市町村の区域を越えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第3章第14節第11「広域避難者への支援」に</p>	<p>第3章第14節第13 火山災害の警戒避難対策より一部移記</p> <p>第3章第2節第25 火山災害情報の収集・伝達体制より移記</p> <p>活動火山特別措置法第5条第1項に定める事項</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
57	<p style="text-align: center;">噴火警報等伝達系統図</p> <p style="font-size: small;">※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注)二重線の線種は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく指定伝達先 注)二重線の線種は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p><u>よるものとする。</u></p> <p><u>(4) 救助・救急活動の実施</u> 火山災害の発生による救助、救急活動については、<u>第3章第10節「救助・救急活動」</u>によるものとし、次の事項に留意し実施する。 <u>ア 市町村は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。</u> <u>イ 救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。</u> また、県は、広域的な応援が必要な場合、<u>第3章第7節「相互応援活動」、第3章第9節「自衛隊の災害派遣」</u>により要請を行うものとする。</p> <p><u>(5) 医療救護活動</u> 火山災害の発生による医療救護活動については、<u>第4章第11節「医療救護活動」</u>によるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>に関する記載の明確化</p> <p>第3章第10節第8 火山災害の現場における救出より移記</p> <p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベルに移記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
59	<p>第3節 建築物等の予防対策 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行 (略)</p> <p>3 特殊建築物、建築設備の防災対策 特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第35号の規定による、<u>県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市</u>)は、緊急時に安全な避難ができることを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、<u>特別防災査察</u>及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と<u>防災診断、改修</u>の促進を図る。 (略)</p>	<p>第3節 建築物等の予防対策 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行 (略)</p> <p>3 特殊建築物、建築設備の防災対策 特定行政庁<u>_____</u>は、緊急時に安全な避難ができることを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察<u>_____</u>及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と<u>適正な維持管理</u>の促進を図る。 (略)</p>	記述の適正化
61	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（総務部、環境生活部、土木部、企業局）、関東東北産業保安監督部東北支部 市町村、東日本電信電話（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、<u>_____</u>（一社）宮城県LPガス協会、石巻ガス（株）塩釜ガス（株）、古川ガス（株）</p> </div> <p>第1 目的 大規模な災害の発生により県民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、<u>電話</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（総務部、環境生活部、土木部、企業局）、関東東北産業保安監督部東北支部 市町村、東日本電信電話（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、<u>東北電力ネットワーク（株）宮城支社</u>、（一社）宮城県LPガス協会、石巻ガス（株）塩釜ガス（株）、古川ガス（株）</p> </div> <p>第1 目的 大規模な災害の発生により県民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、<u>通信サービス</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p>	分社化に伴う追加 防災基本計画の修正（R元）
65	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から<u>_____</u>設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散<u>_____</u>、応急復旧機材の配備等を図る</p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から<u>非常用電源等の整備により</u>設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散<u>及び安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備等を図る</p>	防災基本計画の修正（R2）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
67	<p>とともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら</p> <p>その普及・啓発に努め 自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>とともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め 自主防災思想の普及、徹底を図る。</u></p> <p><u>また、県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進し、市町村の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
68	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、</p> <p>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。<u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ <u>(新規)</u> ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
71	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で<u>防災</u>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において防災主任、<u>防災</u>担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で<u>安全</u>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において防災主任、<u>安全</u>担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
73	<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう <u>地図情報その他の方法により</u> 公開に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p>
75	<p>第6節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4 市町村の防災訓練</p> <p>市町村は、毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、<u>ボランティア団体</u>及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方の視点</u>への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4 市町村の防災訓練</p> <p>市町村は、毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、<u>NPO・ボランティア等</u>団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な視点</u>での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
83	<p>第8節 ボランティアの<u>受入れ</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>ボランティア関係団体</u></p> </div> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体や<u>NPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという<u>崇高な</u>ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組</p>	<p>第8節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u></p> </div> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体や<u>NPO・ボランティア等</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという<u>_____</u> ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
84	<p>織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>受入れや登録</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体及びNPO</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>コーディネート</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等の活動支援や_____活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
	<p>第4（略）</p> <p>第5 一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制</p> <p>1 一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアの<u>受入れ</u>は、社会福祉協議会及びNPO等<u>連携団体</u>が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係<u>団体</u>等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p>	<p>第4（略）</p> <p>第5 一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制</p> <p>1 一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアの<u>コーディネート</u>は、社会福祉協議会及びNPO等<u>関係機関</u>が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係<u>機関</u>等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
85	<p>(1) ボランティアコーディネーターの養成 災害が発生した場合、<u>ボランティアが直ぐに活動できるように</u>、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>(2) ボランティア<u>受入れ</u>拠点の整備 (略)</p> <p>(3) <u>受入れ</u>体制の整備 (略)</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>団体</u>とのネットワークの整備 災害ボランティア<u>活動</u> _____ 支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア<u>団体</u>等とのネットワークを構築する。</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) NPO等との連携 県及び市町村は、災害ボランティアの<u>受入れ</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO <u>支援組織等</u> _____ と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>ボランティア関係団体</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) ボランティアコーディネーターの養成 災害が発生した場合、 _____ 被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>(2) ボランティア<u>コーディネート</u>拠点の整備 (略)</p> <p>(3) <u>コーディネート</u>体制の整備 (略)</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>機関等</u>とのネットワークの整備 災害ボランティア<u>コーディネート</u>支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア _____ 等とのネットワークを構築する。</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) NPO等との連携 県及び市町村は、災害ボランティアの<u>コーディネート</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO _____ 等<u>関係機関</u>と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>NPO・ボランティア等</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
87	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</p> <p><u>なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	(略)	(略) <u>休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
90	<p>第10節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p>	<p>第10節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p>	
	<p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、<u>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ</u>、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を<u>図る。</u></p>	<p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、<u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて</u>、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を<u>推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
	(略)	(略)	記述の適正化
93	<p>6 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 (1) (略)</p>	<p>6 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 (1) (略)</p>	
	<p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>巡視船</u>、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
	(略)	(略)	
94	<p>10 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p>	<p>10 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p>	
	<p>県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p>	<p>県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>衛星通信</u>、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
	<p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディア<u>の活用を図るほか</u>、携帯電話(緊急</p>	<p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFM含む。)等のメディア<u>への情報配信や活用への働きかけ</u>、</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
94	<p>速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11 非常用電源の確保 県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>携帯電話(緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11 非常用電源の確保 県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
95	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備 市町村は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備 市町村は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p>	防災基本計画の修正（R2）
101	<p>第11節 職員の配備体制 第1 目的 県内において災害が発生し____、又は発生するおそれがある場合には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 職員の配備体制 第1 目的 県内において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
102	<p>第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (3) 災害対策本部の設置及び廃止</p>	<p>第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (3) 災害対策本部の設置及び廃止</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
104	<p>県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し____，又は発生するおそれがある場合において 知事が必要と認めたとときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたとときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する_____。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。</p> <p>また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</p> <p>被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する_____。</p> <p>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する_____。</p> <p>(略)</p>	<p>県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において 知事が必要と認めたとときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたとときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。</p> <p>また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</p> <p>被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
105	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備 災害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。 (略)</p>	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。 (略)</p>	記述の適正化
106	<p>第6 人材確保対策</p> <p>県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、_____ _____ 退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。 (略)</p>	<p>第6 人材確保対策</p> <p>県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正（R2）
108	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実 (略)</p> <p>第3 防災 拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステム_____ _____ の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間_____ _____ の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。 (略)</p>	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実 (略)</p> <p>第3 防災 拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動 車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。 (略)</p>	防災基本計画の修正（R2）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
110	<p>第6 防災用資機材の確保対策</p> <p>1 地域内での確保対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>第6 防災用資機材の確保対策</p> <p>1 地域内での確保対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p><u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
111	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p><u>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
114	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援体制の整備</p> <p>県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるように、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入れ窓口や指揮系統を明確化するとともに、国の関係機関、海外等からの支援を含む他機関からの応援</p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援体制の整備</p> <p>県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるように、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入れ窓口や指揮系統を明確化するとともに、国の関係機関、海外等からの支援を含む他機関からの応援</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																								
114	<p>についても受け入れ可能な体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策 東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(電気職、機械職、保健師の長期派遣など)は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>についても受け入れ可能な体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策 東日本大震災や令和元年東日本台風の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(土木職、農業土木職、電気職、機械職、保健師の中長期派遣など)は、十分な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にした上で、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>																								
117	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>																								
118	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療本部</td> <td>災害対策本部内</td> <td>医療救護全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMAT調整本部</td> <td>災害医療本部内</td> <td>DMATの受入・配置調整</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整	(新規)			<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療本部</td> <td>災害対策本部内</td> <td>医療救護全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMAT調整本部</td> <td>災害医療本部内</td> <td>DMATの受入・配置調整</td> </tr> <tr> <td>日赤救護班 活動調整本部</td> <td>災害医療本部内</td> <td>日赤救護班の活動全般の調</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整	日赤救護班 活動調整本部	災害医療本部内	日赤救護班の活動全般の調	<p>日赤災害医療コーディネーターチーム活動要綱</p>
名称	設置・出務場所	業務内容																									
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整																									
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整																									
(新規)																											
名称	設置・出務場所	業務内容																									
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整																									
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整																									
日赤救護班 活動調整本部	災害医療本部内	日赤救護班の活動全般の調																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）			修正後			備考
						<u>整, 受入・配置調整</u>	に明記されているため
	(略)			(略)			
	<u>(新規)</u>			<u>災害時小児周産期リエゾン</u>	<u>災害医療本部内等</u>	<u>小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整</u>	宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画策定に伴う修正
	(略)			(略)			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
120	<p>(2) 災害医療本部 (略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療 政策 課と関係各課が連携して次の業務を行う。 (イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p><u>(ヘ)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営 <u>(ト)</u> 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配 <u>(チ)</u> 県外からの医療支援の受入れ調整 <u>(リ)</u> 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整 <u>(ヌ)</u> その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 災害医療本部 (略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療 政策 課と関係各課が連携して次の業務を行う。 (イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(ヘ) 日本赤十字社宮城県支部に対する、日赤救護班活動調整本部の設置の要請</u></p> <p><u>(ト)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営 <u>(チ)</u> 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配 <u>(リ)</u> 県外からの医療支援の受入れ調整 <u>(ヌ)</u> 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整 <u>(ル)</u> その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>災害医療本部等に、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p><u>△ 災害医療本部は、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>日赤災害医療 コーディネータ チーム活動要綱 に明記されてい るため</p> <p>宮城県災害時小 児周産期リエゾ ン運用計画策定 に伴う修正</p>
124	<p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p><u>(6)</u> 救急患者等の搬送体制の確保 (略)</p> <p><u>(7)</u> 医療関係団体との連携 (略)</p> <p><u>(8)</u> 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備 (略)</p>	<p><u>(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部</u></p> <p><u>イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、災害医療本部内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。</u></p> <p><u>ロ 日赤救護班活動調整本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが務める。</u></p> <p><u>ハ 被災地域の災害拠点病院に、日赤救護班活動拠点本部を設置し、日赤救護班活動調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動する日赤救護班を指揮する。</u></p> <p><u>ニ 日赤救護班活動拠点本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが務める。</u></p> <p><u>ホ 日赤救護班活動調整本部及び日赤救護班活動拠点本部は、県内で日赤救護班の活動が行われる間設置する。</u></p> <p><u>(7) 救急患者等の搬送体制の確保</u> (略)</p> <p><u>(8) 医療関係団体との連携</u> (略)</p>	<p>日赤災害医療 コーディネータ チーム活動要綱 に明記されてい るため</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
126	<p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関 (略)</p> <p><u>ニ（新規）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(9) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備 (略)</p> <p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関 (略)</p> <p><u>ニ 病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
129	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 (略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び _____ 宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での _____ 医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や <u>(一社)宮城県薬剤師会支部</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 (略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び <u>(一社)宮城県病院薬剤師会</u>と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での <u>調剤</u>、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や <u>地域薬剤師会（仙台市は(一社)仙台市薬剤師会）</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
136	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第6 緊急輸送体制 (略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第6 緊急輸送体制 (略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び</u>非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																
137	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>の避難行動に対する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>																																
137	<p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難勧告等</p> <p>1 避難情報と警戒レベル</p> <p>（略）</p>	<p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難勧告等</p> <p>1 避難情報と警戒レベル</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 691 360 762">警戒レベル</th> <th data-bbox="360 691 680 762">居住者がとるべき行動</th> <th data-bbox="680 691 887 762">行動を居住者等に促す情報</th> <th data-bbox="887 691 1064 762">発令・発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 762 360 799">警戒レベル5</td> <td data-bbox="360 762 680 799">（略）</td> <td data-bbox="680 762 887 799">（略）</td> <td data-bbox="887 762 1064 799">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 799 360 1198">警戒レベル4</td> <td data-bbox="360 799 680 1198"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定緊急避難場所等</u>への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 </td> <td data-bbox="680 799 887 1198">（略）</td> <td data-bbox="887 799 1064 1198">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1198 360 1380">警戒レベル3</td> <td data-bbox="360 1198 680 1380"> 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>要配慮者</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。 </td> <td data-bbox="680 1198 887 1380">（略）</td> <td data-bbox="887 1198 1064 1380">市町村</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者	警戒レベル5	（略）	（略）	市町村	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定緊急避難場所等</u>への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 	（略）	市町村	警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>要配慮者</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。	（略）	市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 691 1256 762">警戒レベル</th> <th data-bbox="1256 691 1576 762">居住者がとるべき行動</th> <th data-bbox="1576 691 1783 762">行動を居住者等に促す情報</th> <th data-bbox="1783 691 1960 762">発令・発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 762 1256 799">警戒レベル5</td> <td data-bbox="1256 762 1576 799">（略）</td> <td data-bbox="1576 762 1783 799">（略）</td> <td data-bbox="1783 762 1960 799">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 799 1256 1198">警戒レベル4</td> <td data-bbox="1256 799 1576 1198"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危険な場所から</u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 </td> <td data-bbox="1576 799 1783 1198">（略）</td> <td data-bbox="1783 799 1960 1198">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1198 1256 1380">警戒レベル3</td> <td data-bbox="1256 1198 1576 1380"> 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>危険な場所から</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。 </td> <td data-bbox="1576 1198 1783 1380">（略）</td> <td data-bbox="1783 1198 1960 1380">市町村</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者	警戒レベル5	（略）	（略）	市町村	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危険な場所から</u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 	（略）	市町村	警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>危険な場所から</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。	（略）	市町村	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者																																
警戒レベル5	（略）	（略）	市町村																																
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定緊急避難場所等</u>への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 	（略）	市町村																																
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>要配慮者</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。	（略）	市町村																																
警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者																																
警戒レベル5	（略）	（略）	市町村																																
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危険な場所から</u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 	（略）	市町村																																
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は <u>危険な場所から</u> 立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし自発的に避難する。	（略）	市町村																																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
148	<p>第17節 避難受入れ対策 （略）</p> <p>第2 避難所の確保 （略）</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備 市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、_____炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>_____</p> <p>（略）</p>	<p>第17節 避難受入れ対策 （略）</p> <p>第2 避難所の確保 （略）</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備 市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p><u>県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、市町村への支援体制の構築に努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p>呼称変更のため</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
148	<p>6 避難所の運営・管理 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（略）</p>	<p>6 避難所の運営・管理 （略）</p> <p><u>（10）令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p> <p><u>（11）指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
152	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、<u>被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、_____市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備や、<u>IP通信網</u>、CATV、コミュニティFM等のメディア_____, 携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用<u>を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u></p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
153	<p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、市町村及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、市町村及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	
153	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>災害時</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>呼称変更のため</p>
155	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等<u>も踏まえ</u>て、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料_____その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく_____</p>	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件<u>や過去の災害等も踏まえ</u>、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
159	<p>_____。</p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 訓練の実施</p> <p>県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと<u>合同で</u>、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を_____実施する_____。</p> <p>(略)</p>	<p><u>資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 訓練の実施</p> <p>県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと_____, 情報伝達図上訓練や物流実動訓練を<u>合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
160	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第7 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 停電時の対策強化</p> <p>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、_____電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え_____るとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第7 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 停電時の対策強化</p> <p>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、<u>72時間の事業継続が可能となる</u>電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え、<u>その活用体制を整備する</u>とともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
172	<p>第21節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（<u>粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など</u>）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、廃棄物処理活動が_____迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第21節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（<u>災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物</u>）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、廃棄物処理活動が<u>円滑かつ</u>迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
172	<p>第2 処理体制</p> <p>1 市町村の役割 市町村は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画 _____ に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割 県は、災害廃棄物処理計画 _____ に基づき、市町村が<u>適切かつ円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。 (略)</p>	<p>第2 処理体制</p> <p>1 市町村の役割 市町村は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画<u>や災害廃棄物処理計画等</u>に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割 県は、災害廃棄物処理計画<u>等</u>に基づき、市町村が _____ 円滑<u>かつ</u>迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
181	<p>第22節 災害種別毎予防対策 (略)</p> <p>第3 危険物等災害予防対策</p> <p>1 目的 災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。 このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。 (略)</p>	<p>第22節 災害種別毎予防対策 (略)</p> <p>第3 危険物等災害予防対策</p> <p>1 目的 災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。 このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。 <u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																		
186	<p>第5 航空災害予防対策 (略) 2 航空機の安全な運航等の確保 (略) (3) 乗客の措置 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するように努める。 3 防災関係機関相互の応援体制 空港_____での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援態勢の充実・強化を図る。 4 (略) 5 緊急輸送活動 _____負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。 6 防災訓練の実施 _____仙台国際空港株式会社_____は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施するものとする。 (略)</p>	<p>第5 航空災害予防対策 (略) 2 航空機の安全な運航等の確保 (略) (3) 乗客の措置 乗客は、運航上の注意事項を遵守する_____。 3 防災関係機関相互の応援体制 空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援態勢の充実・強化を図る。 4 (略) 5 緊急輸送活動 道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。 6 防災訓練の実施 空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施するものとする。 (略)</p>	<p>記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化</p>																		
	第3章 災害応急対策編	第3章 災害応急対策編																			
194	<p>第1節 防災気象情報の伝達 (略) 第2 防災気象情報 1 防災気象情報 及びその活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）</td> </tr> </tbody> </table>	種類		概要	(略)	(略)	(略)	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）	<p>第1節 防災気象情報の伝達 (略) 第2 防災気象情報 1 防災気象情報 及びその活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	種類		概要	(略)	(略)	(略)	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (削除)	<p>「大雨警報（土</p>
種類		概要																			
(略)	(略)	(略)																			
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）																			
種類		概要																			
(略)	(略)	(略)																			
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）ように 特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (削除)																			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）			修正後			備考
195			<u>の危険度分布等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。</u>				砂災害)の危険度分布」に移記
	洪水警報	洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <u>中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</u>	洪水警報	洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <u>(削除)</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い <u> </u> 突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。	注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い <u>童巻等</u> の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。	記述の適正化 上下余白削除
	低温注意報	(略)		低温注意報	(略)	余白削除	
196	大雨警報（土砂災害） の危険度分布 <u> </u> <u> </u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（土砂災害） の危険度分布 <u>(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）		修正後		備考
		<u>(新規)</u>		<u>大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。</u>	「大雨警報」から移記
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <u>(新規)</u>	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <u>中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</u>	「洪水警報」から移記
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	___ 気象情報	(略)	<u>府県</u> 気象情報	(略)	記述の適正化
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、 <u>大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき</u> 、市町村長の避難勧告 _____ や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村 仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域 を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、 <u>これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を</u>	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表後、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u> 、市町村長の避難勧告の <u>発令判断</u> や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村 仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域 を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、 <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）		修正後		備考
197	竜巻注意情報	<p>確認することができる。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られてその周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p>	竜巻注意情報	<p>で確認することができる。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」と天気予報と同じ区域で発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	
	記録的短時間大雨情報	<p>県内で 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測地上の雨量計による観測または、解析気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析したときに、府県気象情報の一種として発表される。 (略)</p>	記録的短時間大雨情報	<p>県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測地上の雨量計による観測または、解析気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析したときに、府県気象情報の一種として発表される。 (略)</p>	
198	(別表1) 特別警報発表基準 (平成30年11月30日現在)		(別表1) 特別警報発表基準 (令和2年9月1日現在)		記述の適正化
	現象の種類	基準	過去の対象事例	現象の種類	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想される場合	令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																
201	<p>(別表4) 洪水警報基準</p> <p>(別表4) 洪水警報基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等と その土地</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">東部沿岸</td> <td>仙台市東部</td> <td>北直山溪河・南直山溪河流域=7.3, 広瀬川流域=36.9, 稻沢川流域=9.8, 南田川流域=12.2</td> <td>名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 23), 北直山溪河・南直山溪河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 11.2)</td> <td>名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>権田川流域=13.6, 倉山川流域=24.5, 川内沢川流域=9.7, 志賀沢川流域=16.9</td> <td>権田川流域=(6, 13.6), 倉山川流域=(8, 24.5), 川内沢川流域=(6, 9.7), 志賀沢川流域=(8, 16.9)</td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域=15.8</td> <td>砂押川流域=(8, 12.4)</td> <td>七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>川内沢川流域=8.6, 五郎瀬川流域=10.8, 志賀沢川流域=9.6</td> <td>川内沢川流域=(8, 7.7), 五郎瀬川流域=(8, 10.1), 志賀沢川流域=(8, 7.7)</td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>西川流域=8.9</td> <td>竹林川流域=(12, 10.6)</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩竈町</td> <td></td> <td></td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>高瀬川流域=4.5, 飯元川流域=11.7, 戸花川流域=5.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>懸田川流域=17.9, 田中川流域=7.5, 高城川流域=1</td> <td></td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利根町</td> <td>砂押川流域=11.2</td> <td></td> <td>七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>舟渡川流域=7, 西川流域=18.8, 小西川流域=9.6, 香川流域=17.7</td> <td></td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大畑町</td> <td>懸田川流域=12.1, 味阿川流域=9.2, 湯川流域=8.5</td> <td></td> <td>吉田川[落合・船川]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石巻地域</td> <td>石巻市</td> <td>大沢川流域=8.5, 富士川流域=7.1, 中島川流域=10.5, 道波川流域=9.5, 真野川流域=14.2, 血井川流域=9.6, 高木川流域=5.2, 北北上瀬川流域=3.3</td> <td>旧北上川流域=(7, 27.3), 大沢川流域=(7, 9.7), 富士川流域=(7, 9.3), 中島川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.3), 血井川流域=(11, 5.9)</td> <td>鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>塩川流域=6.4, 定川流域=17.5</td> <td>定川流域=(8, 15.3)</td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>女川流域=10.1</td> <td>女川流域=(7, 7.4)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部大川</td> <td>大崎市東部</td> <td>田原川流域=17.7, 中瀬堂沢川流域=4.7, 新江合川流域=6.6, 懸田川流域=14.8, 広瀬川流域=8.6, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.4, 高川流域=9.8, 名取川流域=8.4, 旧道川流域=27.8, 美女川流域=7.1, 百々川流域=5, 登川川流域=24.1</td> <td>鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田原川流域=(6, 10.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.2), 大江川流域=(6, 5.1), 浪井川流域=(6, 5.9), 旧道川流域=(10, 20.6)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>旧道川流域=29.3, 出来川流域=9.8</td> <td>江合川流域=(7, 16), 出来川流域=(10, 27.7)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域=6.4, 田原川流域=10.2, 美女川流域=4.2, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=7.9</td> <td>江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 9.7), 田原川流域=(7, 9.1), 美女川流域=(7, 5.5), 神津川流域=(7, 6.4)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気仙沼地域</td> <td>青野沢川流域=6.9, 藤折川流域=11.9, 大川流域=31.8, 津谷川流域=20.9, 神山川流域=8.2, 松川流域=5.8, 萬籬川流域=13.1</td> <td>藤折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 15.9), 神山川流域=(6, 4.6), 松川流域=(6, 5.2), 萬籬川流域=(6, 10.6)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水戸川流域=7.3, 折合川流域=9.8, 水戸川流域=12.8, 西戸川流域=9</td> <td>八幡川流域=(5, 8.2), 水戸川流域=(5, 11.2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村等と その土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	東部沿岸	仙台市東部	北直山溪河・南直山溪河流域=7.3, 広瀬川流域=36.9, 稻沢川流域=9.8, 南田川流域=12.2	名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 23), 北直山溪河・南直山溪河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 11.2)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]		塩竈市				名取市	権田川流域=13.6, 倉山川流域=24.5, 川内沢川流域=9.7, 志賀沢川流域=16.9	権田川流域=(6, 13.6), 倉山川流域=(8, 24.5), 川内沢川流域=(6, 9.7), 志賀沢川流域=(8, 16.9)	阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]		多賀城市	砂押川流域=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川[市名坂]		岩沼市	川内沢川流域=8.6, 五郎瀬川流域=10.8, 志賀沢川流域=9.6	川内沢川流域=(8, 7.7), 五郎瀬川流域=(8, 10.1), 志賀沢川流域=(8, 7.7)	阿武隈川下流[笠松・船沼]		富谷市	西川流域=8.9	竹林川流域=(12, 10.6)	吉田川[落合・新田橋]		塩竈町			阿武隈川下流[笠松・船沼]		山元町	高瀬川流域=4.5, 飯元川流域=11.7, 戸花川流域=5.8				松島町	懸田川流域=17.9, 田中川流域=7.5, 高城川流域=1		鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]		七ヶ浜町					利根町	砂押川流域=11.2		七北田川[市名坂]		大和町東部	舟渡川流域=7, 西川流域=18.8, 小西川流域=9.6, 香川流域=17.7		吉田川[落合・新田橋]		大畑町	懸田川流域=12.1, 味阿川流域=9.2, 湯川流域=8.5		吉田川[落合・船川]		石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.5, 富士川流域=7.1, 中島川流域=10.5, 道波川流域=9.5, 真野川流域=14.2, 血井川流域=9.6, 高木川流域=5.2, 北北上瀬川流域=3.3	旧北上川流域=(7, 27.3), 大沢川流域=(7, 9.7), 富士川流域=(7, 9.3), 中島川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.3), 血井川流域=(11, 5.9)	鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]		東松島市	塩川流域=6.4, 定川流域=17.5	定川流域=(8, 15.3)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]		女川町	女川流域=10.1	女川流域=(7, 7.4)			東部大川	大崎市東部	田原川流域=17.7, 中瀬堂沢川流域=4.7, 新江合川流域=6.6, 懸田川流域=14.8, 広瀬川流域=8.6, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.4, 高川流域=9.8, 名取川流域=8.4, 旧道川流域=27.8, 美女川流域=7.1, 百々川流域=5, 登川川流域=24.1	鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田原川流域=(6, 10.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.2), 大江川流域=(6, 5.1), 浪井川流域=(6, 5.9), 旧道川流域=(10, 20.6)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]		涌谷町	旧道川流域=29.3, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 16), 出来川流域=(10, 27.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]		美里町	出来川流域=6.4, 田原川流域=10.2, 美女川流域=4.2, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=7.9	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 9.7), 田原川流域=(7, 9.1), 美女川流域=(7, 5.5), 神津川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]		気仙沼地域	青野沢川流域=6.9, 藤折川流域=11.9, 大川流域=31.8, 津谷川流域=20.9, 神山川流域=8.2, 松川流域=5.8, 萬籬川流域=13.1	藤折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 15.9), 神山川流域=(6, 4.6), 松川流域=(6, 5.2), 萬籬川流域=(6, 10.6)			南三陸町	新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水戸川流域=7.3, 折合川流域=9.8, 水戸川流域=12.8, 西戸川流域=9	八幡川流域=(5, 8.2), 水戸川流域=(5, 11.2)			<p>(別表4) 洪水警報基準</p> <p>(別表4) 洪水警報基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年8月8日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等と その土地</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">東部沿岸</td> <td>仙台市東部</td> <td>北直山溪河・南直山溪河流域=8.2, 広瀬川流域=34.6, 稻沢川流域=9.7, 南田川流域=13.4</td> <td>名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北直山溪河・南直山溪河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 12.4)</td> <td>名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>権田川流域=15.2, 倉山川流域=23.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9</td> <td>権田川流域=(5, 13.8), 倉山川流域=(8, 23.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)</td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域=14.8</td> <td></td> <td>七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>川内沢川流域=10.9, 五郎瀬川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8</td> <td>川内沢川流域=(7, 8.8), 五郎瀬川流域=(7, 15.4), 志賀沢川流域=(5, 15.2)</td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>西川流域=8.5</td> <td>竹林川流域=(12, 12.2)</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩竈町</td> <td></td> <td></td> <td>阿武隈川下流[笠松・船沼]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>高瀬川流域=7.8, 飯元川流域=11.4, 戸花川流域=8.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>懸田川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.2</td> <td></td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利根町</td> <td>砂押川流域=10.2</td> <td></td> <td>七北田川[市名坂]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>舟渡川流域=8.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 香川流域=16</td> <td>西川流域=(8, 30.2), 西川流域=(8, 16.4)</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大畑町</td> <td>懸田川流域=14.5, 味阿川流域=10.7, 湯川流域=10.6</td> <td>懸田川流域=(7, 33.3), 湯川流域=(7, 10.6)</td> <td>吉田川[落合・船川]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石巻地域</td> <td>石巻市</td> <td>大沢川流域=8.4, 富士川流域=8.8, 中島川流域=11.7, 道波川流域=9.4, 真野川流域=14.8, 血井川流域=8.9, 高木川流域=5.1, 北北上瀬川流域=7.1</td> <td>旧北上川流域=(7, 27.7), 大沢川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 8), 道波川流域=(7, 8.3), 真野川流域=(7, 8.6), 血井川流域=(11, 4.2)</td> <td>鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>塩川流域=7.2, 定川流域=16.5</td> <td>定川流域=(8, 14.7)</td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>女川流域=11.4</td> <td>女川流域=(5, 8.8)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部大川</td> <td>大崎市東部</td> <td>田原川流域=12.8, 中瀬堂沢川流域=4.8, 新江合川流域=5.7, 懸田川流域=15.9, 広瀬川流域=8.3, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.8, 高川流域=9.8, 名取川流域=7.7, 旧道川流域=28.5, 美女川流域=7.2, 百々川流域=5.7, 登川川流域=25.2</td> <td>鳴瀬川流域=(10, 29.4), 江合川流域=(6, 29.8), 田原川流域=(6, 12.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.7), 大江川流域=(6, 5.7), 浪井川流域=(6, 5.7), 出来川流域=(6, 8.7), 名取川流域=(12, 8.8), 旧道川流域=(6, 23.4), 登川川流域=(14, 5.1)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>旧道川流域=27, 出来川流域=9.8</td> <td>江合川流域=(7, 19.5)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域=8.7, 田原川流域=11.2, 美女川流域=8, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=8.8</td> <td>江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 8), 田原川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 神津川流域=(7, 6.4)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気仙沼地域</td> <td>青野沢川流域=7.7, 藤折川流域=12, 大川流域=23.5, 津谷川流域=19.1, 神山川流域=11, 松川流域=7.1, 萬籬川流域=12.8</td> <td>藤折川流域=(6, 8.4), 大川流域=(8, 14.1), 津谷川流域=(8, 5.8), 神山川流域=(6, 8.4), 松川流域=(6, 8.4), 萬籬川流域=(6, 10.4)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>新井田川流域=4.4, 八幡川流域=11.7, 水戸川流域=6.4, 折合川流域=10.4, 水戸川流域=10.9, 西戸川流域=8.5</td> <td>八幡川流域=(5, 8.8), 水戸川流域=(5, 9.8)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村等と その土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	東部沿岸	仙台市東部	北直山溪河・南直山溪河流域=8.2, 広瀬川流域=34.6, 稻沢川流域=9.7, 南田川流域=13.4	名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北直山溪河・南直山溪河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 12.4)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]		塩竈市				名取市	権田川流域=15.2, 倉山川流域=23.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	権田川流域=(5, 13.8), 倉山川流域=(8, 23.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]		多賀城市	砂押川流域=14.8		七北田川[市名坂]		岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五郎瀬川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8	川内沢川流域=(7, 8.8), 五郎瀬川流域=(7, 15.4), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・船沼]		富谷市	西川流域=8.5	竹林川流域=(12, 12.2)	吉田川[落合・新田橋]		塩竈町			阿武隈川下流[笠松・船沼]		山元町	高瀬川流域=7.8, 飯元川流域=11.4, 戸花川流域=8.1				松島町	懸田川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.2		鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]		七ヶ浜町					利根町	砂押川流域=10.2		七北田川[市名坂]		大和町東部	舟渡川流域=8.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 香川流域=16	西川流域=(8, 30.2), 西川流域=(8, 16.4)	吉田川[落合・新田橋]		大畑町	懸田川流域=14.5, 味阿川流域=10.7, 湯川流域=10.6	懸田川流域=(7, 33.3), 湯川流域=(7, 10.6)	吉田川[落合・船川]		石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.4, 富士川流域=8.8, 中島川流域=11.7, 道波川流域=9.4, 真野川流域=14.8, 血井川流域=8.9, 高木川流域=5.1, 北北上瀬川流域=7.1	旧北上川流域=(7, 27.7), 大沢川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 8), 道波川流域=(7, 8.3), 真野川流域=(7, 8.6), 血井川流域=(11, 4.2)	鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]		東松島市	塩川流域=7.2, 定川流域=16.5	定川流域=(8, 14.7)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]		女川町	女川流域=11.4	女川流域=(5, 8.8)			東部大川	大崎市東部	田原川流域=12.8, 中瀬堂沢川流域=4.8, 新江合川流域=5.7, 懸田川流域=15.9, 広瀬川流域=8.3, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.8, 高川流域=9.8, 名取川流域=7.7, 旧道川流域=28.5, 美女川流域=7.2, 百々川流域=5.7, 登川川流域=25.2	鳴瀬川流域=(10, 29.4), 江合川流域=(6, 29.8), 田原川流域=(6, 12.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.7), 大江川流域=(6, 5.7), 浪井川流域=(6, 5.7), 出来川流域=(6, 8.7), 名取川流域=(12, 8.8), 旧道川流域=(6, 23.4), 登川川流域=(14, 5.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]		涌谷町	旧道川流域=27, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]		美里町	出来川流域=8.7, 田原川流域=11.2, 美女川流域=8, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=8.8	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 8), 田原川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 神津川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]		気仙沼地域	青野沢川流域=7.7, 藤折川流域=12, 大川流域=23.5, 津谷川流域=19.1, 神山川流域=11, 松川流域=7.1, 萬籬川流域=12.8	藤折川流域=(6, 8.4), 大川流域=(8, 14.1), 津谷川流域=(8, 5.8), 神山川流域=(6, 8.4), 松川流域=(6, 8.4), 萬籬川流域=(6, 10.4)			南三陸町	新井田川流域=4.4, 八幡川流域=11.7, 水戸川流域=6.4, 折合川流域=10.4, 水戸川流域=10.9, 西戸川流域=8.5	八幡川流域=(5, 8.8), 水戸川流域=(5, 9.8)			<p>表の差し替え</p>
市町村等と その土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																															
東部沿岸	仙台市東部	北直山溪河・南直山溪河流域=7.3, 広瀬川流域=36.9, 稻沢川流域=9.8, 南田川流域=12.2	名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 23), 北直山溪河・南直山溪河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 11.2)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																															
	塩竈市																																																																																																																																																																																																																																		
	名取市	権田川流域=13.6, 倉山川流域=24.5, 川内沢川流域=9.7, 志賀沢川流域=16.9	権田川流域=(6, 13.6), 倉山川流域=(8, 24.5), 川内沢川流域=(6, 9.7), 志賀沢川流域=(8, 16.9)	阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]																																																																																																																																																																																																																															
	多賀城市	砂押川流域=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																															
	岩沼市	川内沢川流域=8.6, 五郎瀬川流域=10.8, 志賀沢川流域=9.6	川内沢川流域=(8, 7.7), 五郎瀬川流域=(8, 10.1), 志賀沢川流域=(8, 7.7)	阿武隈川下流[笠松・船沼]																																																																																																																																																																																																																															
	富谷市	西川流域=8.9	竹林川流域=(12, 10.6)	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																																															
	塩竈町			阿武隈川下流[笠松・船沼]																																																																																																																																																																																																																															
	山元町	高瀬川流域=4.5, 飯元川流域=11.7, 戸花川流域=5.8																																																																																																																																																																																																																																	
	松島町	懸田川流域=17.9, 田中川流域=7.5, 高城川流域=1		鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]																																																																																																																																																																																																																															
	七ヶ浜町																																																																																																																																																																																																																																		
利根町	砂押川流域=11.2		七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																																
大和町東部	舟渡川流域=7, 西川流域=18.8, 小西川流域=9.6, 香川流域=17.7		吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																																																
大畑町	懸田川流域=12.1, 味阿川流域=9.2, 湯川流域=8.5		吉田川[落合・船川]																																																																																																																																																																																																																																
石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.5, 富士川流域=7.1, 中島川流域=10.5, 道波川流域=9.5, 真野川流域=14.2, 血井川流域=9.6, 高木川流域=5.2, 北北上瀬川流域=3.3	旧北上川流域=(7, 27.3), 大沢川流域=(7, 9.7), 富士川流域=(7, 9.3), 中島川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.3), 血井川流域=(11, 5.9)	鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]																																																																																																																																																																																																																															
	東松島市	塩川流域=6.4, 定川流域=17.5	定川流域=(8, 15.3)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]																																																																																																																																																																																																																															
	女川町	女川流域=10.1	女川流域=(7, 7.4)																																																																																																																																																																																																																																
東部大川	大崎市東部	田原川流域=17.7, 中瀬堂沢川流域=4.7, 新江合川流域=6.6, 懸田川流域=14.8, 広瀬川流域=8.6, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.4, 高川流域=9.8, 名取川流域=8.4, 旧道川流域=27.8, 美女川流域=7.1, 百々川流域=5, 登川川流域=24.1	鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田原川流域=(6, 10.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.2), 大江川流域=(6, 5.1), 浪井川流域=(6, 5.9), 旧道川流域=(10, 20.6)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]																																																																																																																																																																																																																															
	涌谷町	旧道川流域=29.3, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 16), 出来川流域=(10, 27.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]																																																																																																																																																																																																																															
	美里町	出来川流域=6.4, 田原川流域=10.2, 美女川流域=4.2, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=7.9	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 9.7), 田原川流域=(7, 9.1), 美女川流域=(7, 5.5), 神津川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]																																																																																																																																																																																																																															
	気仙沼地域	青野沢川流域=6.9, 藤折川流域=11.9, 大川流域=31.8, 津谷川流域=20.9, 神山川流域=8.2, 松川流域=5.8, 萬籬川流域=13.1	藤折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 15.9), 神山川流域=(6, 4.6), 松川流域=(6, 5.2), 萬籬川流域=(6, 10.6)																																																																																																																																																																																																																																
	南三陸町	新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水戸川流域=7.3, 折合川流域=9.8, 水戸川流域=12.8, 西戸川流域=9	八幡川流域=(5, 8.2), 水戸川流域=(5, 11.2)																																																																																																																																																																																																																																
市町村等と その土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																															
東部沿岸	仙台市東部	北直山溪河・南直山溪河流域=8.2, 広瀬川流域=34.6, 稻沢川流域=9.7, 南田川流域=13.4	名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北直山溪河・南直山溪河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 稻沢川流域=(8, 4.8), 南田川流域=(8, 12.4)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																															
	塩竈市																																																																																																																																																																																																																																		
	名取市	権田川流域=15.2, 倉山川流域=23.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	権田川流域=(5, 13.8), 倉山川流域=(8, 23.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・船沼], 名取川[名取橋]																																																																																																																																																																																																																															
	多賀城市	砂押川流域=14.8		七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																															
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五郎瀬川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8	川内沢川流域=(7, 8.8), 五郎瀬川流域=(7, 15.4), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・船沼]																																																																																																																																																																																																																															
	富谷市	西川流域=8.5	竹林川流域=(12, 12.2)	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																																															
	塩竈町			阿武隈川下流[笠松・船沼]																																																																																																																																																																																																																															
	山元町	高瀬川流域=7.8, 飯元川流域=11.4, 戸花川流域=8.1																																																																																																																																																																																																																																	
	松島町	懸田川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.2		鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[船川・鹿島台]																																																																																																																																																																																																																															
	七ヶ浜町																																																																																																																																																																																																																																		
利根町	砂押川流域=10.2		七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																																																
大和町東部	舟渡川流域=8.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 香川流域=16	西川流域=(8, 30.2), 西川流域=(8, 16.4)	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																																																
大畑町	懸田川流域=14.5, 味阿川流域=10.7, 湯川流域=10.6	懸田川流域=(7, 33.3), 湯川流域=(7, 10.6)	吉田川[落合・船川]																																																																																																																																																																																																																																
石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.4, 富士川流域=8.8, 中島川流域=11.7, 道波川流域=9.4, 真野川流域=14.8, 血井川流域=8.9, 高木川流域=5.1, 北北上瀬川流域=7.1	旧北上川流域=(7, 27.7), 大沢川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 8), 道波川流域=(7, 8.3), 真野川流域=(7, 8.6), 血井川流域=(11, 4.2)	鳴瀬川[野田橋], 北北上川[柳津・船野川上流], 旧北上川[和興・大森], 江合川[清谷]																																																																																																																																																																																																																															
	東松島市	塩川流域=7.2, 定川流域=16.5	定川流域=(8, 14.7)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]																																																																																																																																																																																																																															
	女川町	女川流域=11.4	女川流域=(5, 8.8)																																																																																																																																																																																																																																
東部大川	大崎市東部	田原川流域=12.8, 中瀬堂沢川流域=4.8, 新江合川流域=5.7, 懸田川流域=15.9, 広瀬川流域=8.3, 大江川流域=5.2, 浪井川流域=4.8, 高川流域=9.8, 名取川流域=7.7, 旧道川流域=28.5, 美女川流域=7.2, 百々川流域=5.7, 登川川流域=25.2	鳴瀬川流域=(10, 29.4), 江合川流域=(6, 29.8), 田原川流域=(6, 12.5), 中瀬堂沢川流域=(6, 4.7), 大江川流域=(6, 5.7), 浪井川流域=(6, 5.7), 出来川流域=(6, 8.7), 名取川流域=(12, 8.8), 旧道川流域=(6, 23.4), 登川川流域=(14, 5.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・船川・鹿島台], 江合川[真越・下谷地]																																																																																																																																																																																																																															
	涌谷町	旧道川流域=27, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和興], 江合川[下谷地・清谷], 塩川[豊志]																																																																																																																																																																																																																															
	美里町	出来川流域=8.7, 田原川流域=11.2, 美女川流域=8, 神津川流域=7.5, 沖新瀬川流域=8.8	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 8), 田原川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 神津川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[真越・下谷地・清谷]																																																																																																																																																																																																																															
	気仙沼地域	青野沢川流域=7.7, 藤折川流域=12, 大川流域=23.5, 津谷川流域=19.1, 神山川流域=11, 松川流域=7.1, 萬籬川流域=12.8	藤折川流域=(6, 8.4), 大川流域=(8, 14.1), 津谷川流域=(8, 5.8), 神山川流域=(6, 8.4), 松川流域=(6, 8.4), 萬籬川流域=(6, 10.4)																																																																																																																																																																																																																																
	南三陸町	新井田川流域=4.4, 八幡川流域=11.7, 水戸川流域=6.4, 折合川流域=10.4, 水戸川流域=10.9, 西戸川流域=8.5	八幡川流域=(5, 8.8), 水戸川流域=(5, 9.8)																																																																																																																																																																																																																																

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																																																																																																																			
	<p>(別表4)洪水警報基準</p> <p style="text-align: right;">令和5年5月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部仙南</td> <td>角田市</td> <td>高倉川流域=13、小田川流域=9.1、尾後川流域=8.4</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>荒川流域=9.6</td> <td>白石川流域=(7, 42)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>埴沼川流域=9.3、荒川流域=17.2、新川流域=8.8</td> <td>荒川流域=(6, 15.4)、新川流域=(10, 61)</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td>五間堀川流域=9.1</td> <td>白石川流域=(6, 49.6)、五間堀川流域=(14, 7.2)</td> <td>阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>雫子尾川流域=17.2、内川流域=21.9、伊手川流域=4.8、新川流域=7.1、五橋谷川流域=10</td> <td>阿武隈川流域=(7, 72.7)、雫子尾川流域=(7, 11.1)、尾後川流域=(8, 5.4)</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">釜米・東部栗原</td> <td>釜米市</td> <td>雫沼川流域=14.4、旧道川流域=29.2、羽沢川流域=5.8、賢徳川流域=6.1、大間川流域=8.4、二股川流域=16、岩之沢川流域=4.7、黄牛川流域=4.8、石鼻川流域=5.5、長沼川流域=9.2、荒川流域=17.9、夏川流域=18.1、綱木川流域=8.3</td> <td>道川流域=(10, 23.9)、旧北上川流域=(8, 5.8)、南沢川流域=(8, 14.1)、岩沢川流域=(8, 5.2)、二股川流域=(8, 14.4)、岩之沢川流域=(10, 4.2)、黄牛川流域=(8, 4.3)、綱木川流域=(8, 5.4)</td> <td>北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td>釜川流域=8.4、小山田川流域=20.2、雄勝川流域=8.1、荒川流域=10.9、三間堀川流域=2.5、夏川流域=7.8、新川流域=9.7、二道川流域=21.9、三道川流域=20.2、倉波川流域=9.1</td> <td>夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)</td> <td>道川〔釜米・大村・若柳〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙台</td> <td>仙台市西部</td> <td>名取川流域=44、高瀬川流域=36、新藤川流域=7.5、大倉川流域=21.8、高柳川流域=8.3</td> <td>名取川流域=(8, 24.8)</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町西部</td> <td>菅田川流域=22.2、宮沢川流域=9.3</td> <td>—</td> <td>菅田川〔藪台〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙南</td> <td>白石市</td> <td>平家川流域=8.3、男捨川流域=16.5、赤川流域=15.1、香津川流域=9.3、高田川流域=4.9</td> <td>平家川流域=(11, 5.6)、男捨川流域=(5, 14.8)、高田川流域=(5, 13.5)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>蔵王町</td> <td>松川流域=28.2、高木川流域=6.4、平家川流域=5.7</td> <td>平家川流域=(11, 5.1)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部大崎</td> <td>大崎市西部</td> <td>支倉川流域=8.7、新川流域=17.8、太郎川流域=15.1、北川流域=23.3、江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.0、小川川流域=14.1、菅野川流域=7.4、池川流域=3.7</td> <td>太郎川流域=(7, 13.5)、北川流域=(7, 21.3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td>鴨瀬川流域=40.7、花川流域=16.1、飯野川流域=13.9</td> <td>—</td> <td>鴨瀬川〔三本木橋〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部栗原</td> <td>栗原市西部</td> <td>一迫川流域=27.6、音川流域=3、長崎川流域=12.7、草木川流域=11.1、二道川流域=16.4、幸野川流域=9.5、常生川流域=8.2、船川流域=5.9、三道川流域=15.9、島沢川流域=9.8</td> <td>二道川流域=(16, 14.7)、船川流域=(8, 9.3)、三道川流域=(16, 14.3)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	東部仙南	角田市	高倉川流域=13、小田川流域=9.1、尾後川流域=8.4	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	大河原町	荒川流域=9.6	白石川流域=(7, 42)	白石川〔大河原・白石〕	村田町	埴沼川流域=9.3、荒川流域=17.2、新川流域=8.8	荒川流域=(6, 15.4)、新川流域=(10, 61)	白石川〔大河原〕	柴田町	五間堀川流域=9.1	白石川流域=(6, 49.6)、五間堀川流域=(14, 7.2)	阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕	丸森町	雫子尾川流域=17.2、内川流域=21.9、伊手川流域=4.8、新川流域=7.1、五橋谷川流域=10	阿武隈川流域=(7, 72.7)、雫子尾川流域=(7, 11.1)、尾後川流域=(8, 5.4)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	釜米・東部栗原	釜米市	雫沼川流域=14.4、旧道川流域=29.2、羽沢川流域=5.8、賢徳川流域=6.1、大間川流域=8.4、二股川流域=16、岩之沢川流域=4.7、黄牛川流域=4.8、石鼻川流域=5.5、長沼川流域=9.2、荒川流域=17.9、夏川流域=18.1、綱木川流域=8.3	道川流域=(10, 23.9)、旧北上川流域=(8, 5.8)、南沢川流域=(8, 14.1)、岩沢川流域=(8, 5.2)、二股川流域=(8, 14.4)、岩之沢川流域=(10, 4.2)、黄牛川流域=(8, 4.3)、綱木川流域=(8, 5.4)	北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕	栗原市東部	釜川流域=8.4、小山田川流域=20.2、雄勝川流域=8.1、荒川流域=10.9、三間堀川流域=2.5、夏川流域=7.8、新川流域=9.7、二道川流域=21.9、三道川流域=20.2、倉波川流域=9.1	夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)	道川〔釜米・大村・若柳〕	西部仙台	仙台市西部	名取川流域=44、高瀬川流域=36、新藤川流域=7.5、大倉川流域=21.8、高柳川流域=8.3	名取川流域=(8, 24.8)	七北田川〔市名坂〕	大和町西部	菅田川流域=22.2、宮沢川流域=9.3	—	菅田川〔藪台〕	西部仙南	白石市	平家川流域=8.3、男捨川流域=16.5、赤川流域=15.1、香津川流域=9.3、高田川流域=4.9	平家川流域=(11, 5.6)、男捨川流域=(5, 14.8)、高田川流域=(5, 13.5)	白石川〔大河原・白石〕	蔵王町	松川流域=28.2、高木川流域=6.4、平家川流域=5.7	平家川流域=(11, 5.1)	白石川〔大河原・白石〕	西部大崎	大崎市西部	支倉川流域=8.7、新川流域=17.8、太郎川流域=15.1、北川流域=23.3、江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.0、小川川流域=14.1、菅野川流域=7.4、池川流域=3.7	太郎川流域=(7, 13.5)、北川流域=(7, 21.3)	—	色麻町	鴨瀬川流域=40.7、花川流域=16.1、飯野川流域=13.9	—	鴨瀬川〔三本木橋〕	西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=27.6、音川流域=3、長崎川流域=12.7、草木川流域=11.1、二道川流域=16.4、幸野川流域=9.5、常生川流域=8.2、船川流域=5.9、三道川流域=15.9、島沢川流域=9.8	二道川流域=(16, 14.7)、船川流域=(8, 9.3)、三道川流域=(16, 14.3)	—	<p>(別表4)洪水警報基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年8月6日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部仙南</td> <td>角田市</td> <td>高倉川流域=15.9、小田川流域=9.4、尾後川流域=9.1</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>荒川流域=18.4</td> <td>白石川流域=(12, 37.7)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>埴沼川流域=10.7、荒川流域=16、新川流域=7.4</td> <td>荒川流域=(6, 14.4)、新川流域=(10, 6.6)</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td>五間堀川流域=12.7</td> <td>白石川流域=(6, 48.7)、五間堀川流域=(6, 10)</td> <td>阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>雫子尾川流域=19.7、内川流域=22.9、伊手川流域=7.5、新川流域=9.2、五橋谷川流域=10.8</td> <td>阿武隈川流域=(6, 74.1)、雫子尾川流域=(8, 13)、五橋谷川流域=(6, 9.7)</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">釜米・東部栗原</td> <td>釜米市</td> <td>雫沼川流域=14.6、旧道川流域=28.7、羽沢川流域=9.1、恵田川流域=6.6、大間川流域=8.5、二股川流域=17.4、岩之沢川流域=4.1、黄牛川流域=5、石鼻川流域=6.1、長沼川流域=8.9、荒川流域=18.1、夏川流域=17.8、綱木川流域=7.4</td> <td>道川流域=(7, 32.2)、旧北上川流域=(7, 5.9)、南沢川流域=(7, 14.8)、羽沢川流域=(7, 8.1)、二股川流域=(7, 15.6)、岩之沢川流域=(7, 3.6)、黄牛川流域=(7, 4.5)、綱木川流域=(9, 6.6)</td> <td>北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td>釜川流域=7.9、小山田川流域=19.1、雄勝川流域=8.6、荒川流域=11.5、三間堀川流域=2.5、夏川流域=9.4、新川流域=7.2、二道川流域=22.1、三道川流域=19、倉波川流域=9.5</td> <td>夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)</td> <td>道川〔釜米・大村・若柳〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙台</td> <td>仙台市西部</td> <td>名取川流域=42.1、高瀬川流域=34.3、新藤川流域=9、大倉川流域=20.7、高柳川流域=7.6</td> <td>—</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町西部</td> <td>菅田川流域=20.8、宮沢川流域=11.8</td> <td>菅田川流域=(8, 18.7)</td> <td>菅田川〔藪台〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙南</td> <td>白石市</td> <td>平家川流域=8.6、男捨川流域=18.2、赤川流域=14.2、香津川流域=7.3、高田川流域=9.7</td> <td>平家川流域=(11, 7.9)、男捨川流域=(5, 14.5)、高田川流域=(5, 12.7)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>蔵王町</td> <td>松川流域=27.1、高木川流域=6.3、平家川流域=6.6</td> <td>平家川流域=(5, 7.7)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部大崎</td> <td>七ヶ宿町</td> <td>白石川流域=19.1</td> <td>白石川流域=(6, 17.1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川崎町</td> <td>支倉川流域=8.8、新川流域=21.2、太郎川流域=15、北川流域=22.1</td> <td>太郎川流域=(6, 13.5)、北川流域=(6, 19.8)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部栗原</td> <td>大崎市西部</td> <td>江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.8、小川川流域=14.9、菅野川流域=7.9、池川流域=3.9</td> <td>野沢川流域=(8, 8.8)、菅野川流域=(8, 7.1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td>鴨瀬川流域=42.9、花川流域=19.9、飯野川流域=14.1</td> <td>—</td> <td>鴨瀬川〔三本木橋〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部栗原</td> <td>加美町</td> <td>鴨瀬川流域=34、多田川流域=11.5、深川流域=9.7、田川流域=20.2、孫沢川流域=8.8、名薮川流域=7.2</td> <td>田川流域=(8, 18.1)、名薮川流域=(8, 6.4)</td> <td>鴨瀬川〔三本木橋〕</td> </tr> <tr> <td>栗原市西部</td> <td>一迫川流域=28.1、音川流域=8.6、長崎川流域=13.4、草木川流域=11、二道川流域=16.6、幸野川流域=10.3、常生川流域=9.2、船川流域=6.1、三道川流域=15.2、島沢川流域=9.4</td> <td>音川流域=(8, 7.7)、二道川流域=(16, 14.9)、幸野川流域=(8, 9.2)、船川流域=(8, 5.4)、三道川流域=(16, 13.6)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	東部仙南	角田市	高倉川流域=15.9、小田川流域=9.4、尾後川流域=9.1	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	大河原町	荒川流域=18.4	白石川流域=(12, 37.7)	白石川〔大河原・白石〕	村田町	埴沼川流域=10.7、荒川流域=16、新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4)、新川流域=(10, 6.6)	白石川〔大河原〕	柴田町	五間堀川流域=12.7	白石川流域=(6, 48.7)、五間堀川流域=(6, 10)	阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕	丸森町	雫子尾川流域=19.7、内川流域=22.9、伊手川流域=7.5、新川流域=9.2、五橋谷川流域=10.8	阿武隈川流域=(6, 74.1)、雫子尾川流域=(8, 13)、五橋谷川流域=(6, 9.7)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	釜米・東部栗原	釜米市	雫沼川流域=14.6、旧道川流域=28.7、羽沢川流域=9.1、恵田川流域=6.6、大間川流域=8.5、二股川流域=17.4、岩之沢川流域=4.1、黄牛川流域=5、石鼻川流域=6.1、長沼川流域=8.9、荒川流域=18.1、夏川流域=17.8、綱木川流域=7.4	道川流域=(7, 32.2)、旧北上川流域=(7, 5.9)、南沢川流域=(7, 14.8)、羽沢川流域=(7, 8.1)、二股川流域=(7, 15.6)、岩之沢川流域=(7, 3.6)、黄牛川流域=(7, 4.5)、綱木川流域=(9, 6.6)	北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕	栗原市東部	釜川流域=7.9、小山田川流域=19.1、雄勝川流域=8.6、荒川流域=11.5、三間堀川流域=2.5、夏川流域=9.4、新川流域=7.2、二道川流域=22.1、三道川流域=19、倉波川流域=9.5	夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)	道川〔釜米・大村・若柳〕	西部仙台	仙台市西部	名取川流域=42.1、高瀬川流域=34.3、新藤川流域=9、大倉川流域=20.7、高柳川流域=7.6	—	七北田川〔市名坂〕	大和町西部	菅田川流域=20.8、宮沢川流域=11.8	菅田川流域=(8, 18.7)	菅田川〔藪台〕	西部仙南	白石市	平家川流域=8.6、男捨川流域=18.2、赤川流域=14.2、香津川流域=7.3、高田川流域=9.7	平家川流域=(11, 7.9)、男捨川流域=(5, 14.5)、高田川流域=(5, 12.7)	白石川〔大河原・白石〕	蔵王町	松川流域=27.1、高木川流域=6.3、平家川流域=6.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川〔大河原・白石〕	西部大崎	七ヶ宿町	白石川流域=19.1	白石川流域=(6, 17.1)	—	川崎町	支倉川流域=8.8、新川流域=21.2、太郎川流域=15、北川流域=22.1	太郎川流域=(6, 13.5)、北川流域=(6, 19.8)	—	西部栗原	大崎市西部	江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.8、小川川流域=14.9、菅野川流域=7.9、池川流域=3.9	野沢川流域=(8, 8.8)、菅野川流域=(8, 7.1)	—	色麻町	鴨瀬川流域=42.9、花川流域=19.9、飯野川流域=14.1	—	鴨瀬川〔三本木橋〕	西部栗原	加美町	鴨瀬川流域=34、多田川流域=11.5、深川流域=9.7、田川流域=20.2、孫沢川流域=8.8、名薮川流域=7.2	田川流域=(8, 18.1)、名薮川流域=(8, 6.4)	鴨瀬川〔三本木橋〕	栗原市西部	一迫川流域=28.1、音川流域=8.6、長崎川流域=13.4、草木川流域=11、二道川流域=16.6、幸野川流域=10.3、常生川流域=9.2、船川流域=6.1、三道川流域=15.2、島沢川流域=9.4	音川流域=(8, 7.7)、二道川流域=(16, 14.9)、幸野川流域=(8, 9.2)、船川流域=(8, 5.4)、三道川流域=(16, 13.6)	—	
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																		
東部仙南	角田市	高倉川流域=13、小田川流域=9.1、尾後川流域=8.4	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																		
	大河原町	荒川流域=9.6	白石川流域=(7, 42)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
	村田町	埴沼川流域=9.3、荒川流域=17.2、新川流域=8.8	荒川流域=(6, 15.4)、新川流域=(10, 61)	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																		
	柴田町	五間堀川流域=9.1	白石川流域=(6, 49.6)、五間堀川流域=(14, 7.2)	阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕																																																																																																																																																		
	丸森町	雫子尾川流域=17.2、内川流域=21.9、伊手川流域=4.8、新川流域=7.1、五橋谷川流域=10	阿武隈川流域=(7, 72.7)、雫子尾川流域=(7, 11.1)、尾後川流域=(8, 5.4)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																		
釜米・東部栗原	釜米市	雫沼川流域=14.4、旧道川流域=29.2、羽沢川流域=5.8、賢徳川流域=6.1、大間川流域=8.4、二股川流域=16、岩之沢川流域=4.7、黄牛川流域=4.8、石鼻川流域=5.5、長沼川流域=9.2、荒川流域=17.9、夏川流域=18.1、綱木川流域=8.3	道川流域=(10, 23.9)、旧北上川流域=(8, 5.8)、南沢川流域=(8, 14.1)、岩沢川流域=(8, 5.2)、二股川流域=(8, 14.4)、岩之沢川流域=(10, 4.2)、黄牛川流域=(8, 4.3)、綱木川流域=(8, 5.4)	北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																																																		
	栗原市東部	釜川流域=8.4、小山田川流域=20.2、雄勝川流域=8.1、荒川流域=10.9、三間堀川流域=2.5、夏川流域=7.8、新川流域=9.7、二道川流域=21.9、三道川流域=20.2、倉波川流域=9.1	夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)	道川〔釜米・大村・若柳〕																																																																																																																																																		
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=44、高瀬川流域=36、新藤川流域=7.5、大倉川流域=21.8、高柳川流域=8.3	名取川流域=(8, 24.8)	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																		
	大和町西部	菅田川流域=22.2、宮沢川流域=9.3	—	菅田川〔藪台〕																																																																																																																																																		
西部仙南	白石市	平家川流域=8.3、男捨川流域=16.5、赤川流域=15.1、香津川流域=9.3、高田川流域=4.9	平家川流域=(11, 5.6)、男捨川流域=(5, 14.8)、高田川流域=(5, 13.5)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
	蔵王町	松川流域=28.2、高木川流域=6.4、平家川流域=5.7	平家川流域=(11, 5.1)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
西部大崎	大崎市西部	支倉川流域=8.7、新川流域=17.8、太郎川流域=15.1、北川流域=23.3、江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.0、小川川流域=14.1、菅野川流域=7.4、池川流域=3.7	太郎川流域=(7, 13.5)、北川流域=(7, 21.3)	—																																																																																																																																																		
	色麻町	鴨瀬川流域=40.7、花川流域=16.1、飯野川流域=13.9	—	鴨瀬川〔三本木橋〕																																																																																																																																																		
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=27.6、音川流域=3、長崎川流域=12.7、草木川流域=11.1、二道川流域=16.4、幸野川流域=9.5、常生川流域=8.2、船川流域=5.9、三道川流域=15.9、島沢川流域=9.8	二道川流域=(16, 14.7)、船川流域=(8, 9.3)、三道川流域=(16, 14.3)	—																																																																																																																																																		
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																	
東部仙南	角田市	高倉川流域=15.9、小田川流域=9.4、尾後川流域=9.1	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																		
	大河原町	荒川流域=18.4	白石川流域=(12, 37.7)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
	村田町	埴沼川流域=10.7、荒川流域=16、新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4)、新川流域=(10, 6.6)	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																		
	柴田町	五間堀川流域=12.7	白石川流域=(6, 48.7)、五間堀川流域=(6, 10)	阿武隈川下流〔笠松〕、白石川〔大河原〕																																																																																																																																																		
	丸森町	雫子尾川流域=19.7、内川流域=22.9、伊手川流域=7.5、新川流域=9.2、五橋谷川流域=10.8	阿武隈川流域=(6, 74.1)、雫子尾川流域=(8, 13)、五橋谷川流域=(6, 9.7)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																		
釜米・東部栗原	釜米市	雫沼川流域=14.6、旧道川流域=28.7、羽沢川流域=9.1、恵田川流域=6.6、大間川流域=8.5、二股川流域=17.4、岩之沢川流域=4.1、黄牛川流域=5、石鼻川流域=6.1、長沼川流域=8.9、荒川流域=18.1、夏川流域=17.8、綱木川流域=7.4	道川流域=(7, 32.2)、旧北上川流域=(7, 5.9)、南沢川流域=(7, 14.8)、羽沢川流域=(7, 8.1)、二股川流域=(7, 15.6)、岩之沢川流域=(7, 3.6)、黄牛川流域=(7, 4.5)、綱木川流域=(9, 6.6)	北上川下流〔釜米・登米・柳津〕、旧北上川〔和道〕、道川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																																																		
	栗原市東部	釜川流域=7.9、小山田川流域=19.1、雄勝川流域=8.6、荒川流域=11.5、三間堀川流域=2.5、夏川流域=9.4、新川流域=7.2、二道川流域=22.1、三道川流域=19、倉波川流域=9.5	夏川流域=(16, 7)、雄勝川流域=(8, 4.9)、三道川流域=(8, 18.1)	道川〔釜米・大村・若柳〕																																																																																																																																																		
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=42.1、高瀬川流域=34.3、新藤川流域=9、大倉川流域=20.7、高柳川流域=7.6	—	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																		
	大和町西部	菅田川流域=20.8、宮沢川流域=11.8	菅田川流域=(8, 18.7)	菅田川〔藪台〕																																																																																																																																																		
西部仙南	白石市	平家川流域=8.6、男捨川流域=18.2、赤川流域=14.2、香津川流域=7.3、高田川流域=9.7	平家川流域=(11, 7.9)、男捨川流域=(5, 14.5)、高田川流域=(5, 12.7)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
	蔵王町	松川流域=27.1、高木川流域=6.3、平家川流域=6.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																		
西部大崎	七ヶ宿町	白石川流域=19.1	白石川流域=(6, 17.1)	—																																																																																																																																																		
	川崎町	支倉川流域=8.8、新川流域=21.2、太郎川流域=15、北川流域=22.1	太郎川流域=(6, 13.5)、北川流域=(6, 19.8)	—																																																																																																																																																		
西部栗原	大崎市西部	江谷川流域=30.8、野沢川流域=8.8、小川川流域=14.9、菅野川流域=7.9、池川流域=3.9	野沢川流域=(8, 8.8)、菅野川流域=(8, 7.1)	—																																																																																																																																																		
	色麻町	鴨瀬川流域=42.9、花川流域=19.9、飯野川流域=14.1	—	鴨瀬川〔三本木橋〕																																																																																																																																																		
西部栗原	加美町	鴨瀬川流域=34、多田川流域=11.5、深川流域=9.7、田川流域=20.2、孫沢川流域=8.8、名薮川流域=7.2	田川流域=(8, 18.1)、名薮川流域=(8, 6.4)	鴨瀬川〔三本木橋〕																																																																																																																																																		
	栗原市西部	一迫川流域=28.1、音川流域=8.6、長崎川流域=13.4、草木川流域=11、二道川流域=16.6、幸野川流域=10.3、常生川流域=9.2、船川流域=6.1、三道川流域=15.2、島沢川流域=9.4	音川流域=(8, 7.7)、二道川流域=(16, 14.9)、幸野川流域=(8, 9.2)、船川流域=(8, 5.4)、三道川流域=(16, 13.6)	—																																																																																																																																																		

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																								
204	<p>(別表6) 洪水注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(別表6) 洪水注意報基準</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>町村</th> <th>流域別警戒基準</th> <th>警戒基準¹⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">宮城県</td> <td>仙台市</td> <td>北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7</td> <td>北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7</td> <td>名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)</td> </tr> <tr> <td>福島市</td> <td>楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9</td> <td>楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9</td> <td>名取川(名取橋)</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域+11.4</td> <td>砂押川流域+11.4</td> <td>七ヶ淵川(作形橋)</td> </tr> <tr> <td>郡山市</td> <td>川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6</td> <td>川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6</td> <td>阿波羅川下流(宮松・新道)</td> </tr> <tr> <td>宮古市</td> <td>西川流域+5.5</td> <td>西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>――</td> <td>――</td> <td>阿波羅川下流(宮松・新道)</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4</td> <td>高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8</td> <td>鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8</td> <td>鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>七ヶ瀬町</td> <td>――</td> <td>――</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>利根町</td> <td>砂押川流域+4.9</td> <td>砂押川流域+4.9</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">石巻圏</td> <td>大船町</td> <td>湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7</td> <td>湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>大船町</td> <td>鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8</td> <td>鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8</td> <td>大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8</td> <td>北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)</td> </tr> <tr> <td>新井町</td> <td>湯川流域+5.1、宮川流域+14</td> <td>湯川流域+5.1、 宮川流域+14</td> <td>湯川川(源台)、 吉野川(源台)</td> </tr> <tr> <td>東江町</td> <td>東江流域+0</td> <td>東江流域+0</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">東部大崎</td> <td>大崎市</td> <td>田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4</td> <td>田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4</td> <td>鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8</td> <td>鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8</td> <td>田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6</td> <td>出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6</td> <td>鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮古圏</td> <td>宮古市</td> <td>青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4</td> <td>青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>涌三郎町</td> <td>新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8</td> <td>新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8</td> <td>――</td> </tr> </tbody> </table>	(別表6) 洪水注意報基準				行政区	町村	流域別警戒基準	警戒基準 ¹⁾	宮城県	仙台市	北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7	北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7	名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)	福島市	楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9	楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9	名取川(名取橋)	多賀城市	砂押川流域+11.4	砂押川流域+11.4	七ヶ淵川(作形橋)	郡山市	川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	阿波羅川下流(宮松・新道)	宮古市	西川流域+5.5	西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5	吉野川(源台・新橋)	亶理町	――	――	阿波羅川下流(宮松・新道)	山元町	高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	――	石巻市	鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)	七ヶ瀬町	――	――	――	利根町	砂押川流域+4.9	砂押川流域+4.9	――	石巻圏	大船町	湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7	湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7	吉野川(源台・新橋)	大船町	鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	吉野川(源台・新橋)	石巻市	大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8	大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8	北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)	新井町	湯川流域+5.1、宮川流域+14	湯川流域+5.1、 宮川流域+14	湯川川(源台)、 吉野川(源台)	東江町	東江流域+0	東江流域+0	――	東部大崎	大崎市	田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4	田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)	涌谷町	鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8	鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8	田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)	美里町	出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)	宮古圏	宮古市	青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	――	涌三郎町	新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8	新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8	――	<p>(別表6) 洪水注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(別表6) 洪水注意報基準</th> </tr> <tr> <th>行政区</th> <th>町村</th> <th>流域別警戒基準</th> <th>警戒基準¹⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">宮城県</td> <td>仙台市</td> <td>北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7</td> <td>北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7</td> <td>名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)</td> </tr> <tr> <td>福島市</td> <td>楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9</td> <td>楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9</td> <td>名取川(名取橋)</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域+11.4</td> <td>砂押川流域+11.4</td> <td>七ヶ淵川(作形橋)</td> </tr> <tr> <td>郡山市</td> <td>川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6</td> <td>川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6</td> <td>阿波羅川下流(宮松・新道)</td> </tr> <tr> <td>宮古市</td> <td>西川流域+5.5</td> <td>西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>――</td> <td>――</td> <td>阿波羅川下流(宮松・新道)</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4</td> <td>高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8</td> <td>鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8</td> <td>鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>七ヶ瀬町</td> <td>――</td> <td>――</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>利根町</td> <td>砂押川流域+4.9</td> <td>砂押川流域+4.9</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">石巻圏</td> <td>大船町</td> <td>湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7</td> <td>湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>大船町</td> <td>鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8</td> <td>鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8</td> <td>吉野川(源台・新橋)</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8</td> <td>大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8</td> <td>北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)</td> </tr> <tr> <td>新井町</td> <td>湯川流域+5.1、宮川流域+14</td> <td>湯川流域+5.1、 宮川流域+14</td> <td>湯川川(源台)、 吉野川(源台)</td> </tr> <tr> <td>東江町</td> <td>東江流域+0</td> <td>東江流域+0</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">東部大崎</td> <td>大崎市</td> <td>田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4</td> <td>田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4</td> <td>鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8</td> <td>鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8</td> <td>田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6</td> <td>出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6</td> <td>鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮古圏</td> <td>宮古市</td> <td>青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4</td> <td>青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>涌三郎町</td> <td>新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8</td> <td>新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8</td> <td>――</td> </tr> </tbody> </table>	(別表6) 洪水注意報基準				行政区	町村	流域別警戒基準	警戒基準 ¹⁾	宮城県	仙台市	北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7	北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7	名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)	福島市	楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9	楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9	名取川(名取橋)	多賀城市	砂押川流域+11.4	砂押川流域+11.4	七ヶ淵川(作形橋)	郡山市	川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	阿波羅川下流(宮松・新道)	宮古市	西川流域+5.5	西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5	吉野川(源台・新橋)	亶理町	――	――	阿波羅川下流(宮松・新道)	山元町	高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	――	石巻市	鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)	七ヶ瀬町	――	――	――	利根町	砂押川流域+4.9	砂押川流域+4.9	――	石巻圏	大船町	湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7	湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7	吉野川(源台・新橋)	大船町	鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	吉野川(源台・新橋)	石巻市	大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8	大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8	北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)	新井町	湯川流域+5.1、宮川流域+14	湯川流域+5.1、 宮川流域+14	湯川川(源台)、 吉野川(源台)	東江町	東江流域+0	東江流域+0	――	東部大崎	大崎市	田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4	田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)	涌谷町	鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8	鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8	田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)	美里町	出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)	宮古圏	宮古市	青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	――	涌三郎町	新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8	新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8	――	<p>表の差し替え</p>
(別表6) 洪水注意報基準																																																																																																																																																																																											
行政区	町村	流域別警戒基準	警戒基準 ¹⁾																																																																																																																																																																																								
宮城県	仙台市	北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7	北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7	名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)																																																																																																																																																																																							
	福島市	楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9	楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9	名取川(名取橋)																																																																																																																																																																																							
	多賀城市	砂押川流域+11.4	砂押川流域+11.4	七ヶ淵川(作形橋)																																																																																																																																																																																							
	郡山市	川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	阿波羅川下流(宮松・新道)																																																																																																																																																																																							
	宮古市	西川流域+5.5	西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	亶理町	――	――	阿波羅川下流(宮松・新道)																																																																																																																																																																																							
	山元町	高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	――																																																																																																																																																																																							
	石巻市	鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	七ヶ瀬町	――	――	――																																																																																																																																																																																							
	利根町	砂押川流域+4.9	砂押川流域+4.9	――																																																																																																																																																																																							
石巻圏	大船町	湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7	湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	大船町	鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	石巻市	大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8	大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8	北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)																																																																																																																																																																																							
	新井町	湯川流域+5.1、宮川流域+14	湯川流域+5.1、 宮川流域+14	湯川川(源台)、 吉野川(源台)																																																																																																																																																																																							
	東江町	東江流域+0	東江流域+0	――																																																																																																																																																																																							
	東部大崎	大崎市	田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4	田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		涌谷町	鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8	鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8	田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		美里町	出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		宮古圏	宮古市	青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	――																																																																																																																																																																																					
			涌三郎町	新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8	新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8	――																																																																																																																																																																																					
(別表6) 洪水注意報基準																																																																																																																																																																																											
行政区		町村	流域別警戒基準	警戒基準 ¹⁾																																																																																																																																																																																							
宮城県		仙台市	北山山溪河・南山山溪河流域+5.5 玄蕃川流域+25.8、田代川流域+4.6 楯川流域+9.7	北山山溪河+7.29.31、 七ヶ淵川流域+8.20.21、 北山山溪河・南山山溪河流域+5.25.5、 玄蕃川流域+25.8、 田代川流域+4.6、 楯川流域+9.7	名取川(名取橋)、 庄内川(庄内橋)、 七ヶ淵川(作形橋)																																																																																																																																																																																						
		福島市	楯川流域+13.9、真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、志賀沢川流域+13.9	楯川流域+13.8、 真山溪流域+13.4、 川内沢川流域+7.8、 志賀沢川流域+13.9	名取川(名取橋)																																																																																																																																																																																						
		多賀城市	砂押川流域+11.4	砂押川流域+11.4	七ヶ淵川(作形橋)																																																																																																																																																																																						
	郡山市	川内沢川流域+6.4、雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	川内沢川流域+6.4、 雲間川流域+4.6、 志賀沢川流域+4.6	阿波羅川下流(宮松・新道)																																																																																																																																																																																							
	宮古市	西川流域+5.5	西川流域+5.5、 中林川流域+1.8、7.5	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	亶理町	――	――	阿波羅川下流(宮松・新道)																																																																																																																																																																																							
	山元町	高瀬川流域+5.2、新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	高瀬川流域+5.2、 新光川流域+9.3、 芦花川流域+4.4	――																																																																																																																																																																																							
	石巻市	鶴巻川流域+4.3、田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川流域+4.3、 田中川流域+5、 高城川流域+11.8	鶴巻川(野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	七ヶ瀬町	――	――	――																																																																																																																																																																																							
	利根町	砂押川流域+4.9	砂押川流域+4.9	――																																																																																																																																																																																							
石巻圏	大船町	湯川流域+5.4、西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、新川流域+14.7	湯川流域+5.4、 西川流域+14.4、 小西川流域+7.6、 新川流域+14.7	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	大船町	鶴巻川流域+4.6、味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	鶴巻川流域+4.6、 味原川流域+7.3、 湯川流域+4.8	吉野川(源台・新橋)																																																																																																																																																																																							
	石巻市	大沢川流域+8.8、釜淵川流域+9.6、 中島川流域+5.3、志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、志賀川流域+4.6、 高木川流域+4.1、北上上流河川流域+2.8	大沢川流域+11.32.31、 釜淵川流域+17.24.4、 中島川流域+5.4、 志賀川流域+5.2、 高野川流域+11.1、 高木川流域+4.1、 北上上流河川流域+2.8	北上上流河川(新道・野田川上流)、 庄内川(野田・大森)、 庄内川(湯谷)																																																																																																																																																																																							
	新井町	湯川流域+5.1、宮川流域+14	湯川流域+5.1、 宮川流域+14	湯川川(源台)、 吉野川(源台)																																																																																																																																																																																							
	東江町	東江流域+0	東江流域+0	――																																																																																																																																																																																							
	東部大崎	大崎市	田代川流域+3.1、中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、宮川流域+4	田代川流域+3.1、 中津川流域+3.7、 新立川流域+6.2、 鮎川流域+11.8、 志賀川流域+5.2、 天江川流域+4.8、 清井川流域+5.2、 津路流域+7.4、 志賀川流域+7.4、 田代川流域+4.2、 志賀川流域+4.6、 宮川流域+4	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 吉野川(源台・新橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		涌谷町	鶴巻川流域+23.4、田代川流域+7.8	鶴巻川流域+23.4、 田代川流域+7.8	田代上(野田橋)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		美里町	出来川流域+5.1、田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	出来川流域+5.1、 田代川流域+4.8、 志賀川流域+4.9、 新井川流域+4、 志賀川流域+4.6	鶴巻川(三木本橋・野田橋・新島川)、 庄内川(湯谷・下中橋)																																																																																																																																																																																						
		宮古圏	宮古市	青野沢川流域+4.8、藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	青野沢川流域+5.4.8、 藤新川流域+9.3、 大川流域+11.8、 新田川流域+7.2、 神山川流域+4.5、 志賀川流域+4.6、 高瀬川流域+10.4	――																																																																																																																																																																																					
			涌三郎町	新井川流域+5.6、大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、新田川流域+7.8	新井川流域+5.6、 大瀬川流域+9.3、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8、 水戸川流域+4.9、 新田川流域+7.8	――																																																																																																																																																																																					

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																
215	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準番号</th> <th>通報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>実行湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s以上）が予想された場合。 （ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	通報基準番号	通報内容	<u>1</u>	<u>実行湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。</u>	<u>2</u>	<u>実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。</u>	<u>3</u>	<u>平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s以上）が予想された場合。 （ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。）</u>	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>通報基準</u></td> <td><u>仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注)基準の詳細は(別表2)警報・注意報発表基準一覧表を参照</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域区分</u></td> <td><u>仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)</u></td> </tr> <tr> <td><u>通報方法</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。 </td> </tr> <tr> <td><u>通報区分</u></td> <td> 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】 </td> </tr> </tbody> </table>	<u>通報基準</u>	<u>仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注)基準の詳細は(別表2)警報・注意報発表基準一覧表を参照</u>	<u>地域区分</u>	<u>仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)</u>	<u>通報方法</u>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。 	<u>通報区分</u>	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】	表の差し替え
通報基準番号	通報内容																		
<u>1</u>	<u>実行湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。</u>																		
<u>2</u>	<u>実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。</u>																		
<u>3</u>	<u>平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s以上）が予想された場合。 （ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。）</u>																		
<u>通報基準</u>	<u>仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注)基準の詳細は(別表2)警報・注意報発表基準一覧表を参照</u>																		
<u>地域区分</u>	<u>仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)</u>																		
<u>通報方法</u>	<ul style="list-style-type: none"> 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。 																		
<u>通報区分</u>	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】																		
212	<p>第2 防災気象情報</p> <p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 水位周知を行う河川名とその区域 (国土交通大臣指定（法第13条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	区域	(略)	(略)	(新規)	(新規)	<p>第2 防災気象情報</p> <p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 水位周知を行う河川名とその区域 (国土交通大臣指定（法第13条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>善川</u></td> <td><u>左岸 黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 黒川郡大衡村大衡字古館下77番2地先から吉田川合流点まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	区域	(略)	(略)	<u>善川</u>	<u>左岸 黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 黒川郡大衡村大衡字古館下77番2地先から吉田川合流点まで</u>	追加延伸指定されたため				
河川名	区域																		
(略)	(略)																		
(新規)	(新規)																		
河川名	区域																		
(略)	(略)																		
<u>善川</u>	<u>左岸 黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 黒川郡大衡村大衡字古館下77番2地先から吉田川合流点まで</u>																		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
218	<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p>県は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の恐れが更に高まったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規程による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。</p> <p>（略）</p>	<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p>県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規程による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。</p> <p>（略）</p>	記述の適正化
220	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的</p> <p>災害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的</p> <p>災害が発生した場合, 又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。</p>	記述の適正化
220	<p>第2 情報収集・伝達</p> <p>1 被害の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信_____, 電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター_____による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を_____官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 情報収集・伝達</p> <p>1 被害の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス, 電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
222	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>（略）</p> <p>ロ 災害が発生し_____, 又は災害が発生するおそれがある場合において、その</p>	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>（略）</p> <p>ロ 災害が発生した場合, 又は災害が発生するおそれがある場合において、その</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
224	<p>所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。 (略)</p> <p><u>5 火山災害情報の収集・伝達体制</u> <u>火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、県、市町村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。</u> <u>災害情報の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>人的被害及び住居被害の状況</u> (2) <u>要救助者の確認</u> (3) <u>住民等の避難状況</u> (4) <u>噴火規模及び火山活動の状況</u> (5) <u>被害の範囲等</u> (6) <u>避難道路及び交通の確保の状況</u> (7) <u>その他必要と認める事項</u></p>	<p>所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2章第1節第7 8 火山災害発生時等の対応に移記</p>
227	<p>第3節 通信・放送施設の確保 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 通信連絡手段 (略) ト <u>孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。</u> (略)</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 通信連絡手段 (略) ト <u>(削除) 以下繰り上げ</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p>
231	<p>第4節 災害広報活動 (略)</p> <p>第2 社会的混乱の防止 (略)</p> <p>2 住民等への対応 <u>県及び市町村</u> は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 (略)</p>	<p>第4節 災害広報活動 (略)</p> <p>第2 社会的混乱の防止 (略)</p> <p>2 住民等への対応 <u>県、市町村及びライフライン事業者</u> は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
235	<p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>(1) 警戒配備（0号）</p> <p>大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想される時、若しくは災害が発生した時、県内の活火山に<u>噴火速報</u>又は噴火警報（火口周辺）が発表された時、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制 0号 を敷く。（詳細は各部局の配備編成計画による）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 非常配備（3号）</p> <p>災害が発生し<u> </u>、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>(1) 警戒配備（0号）</p> <p>大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想される時、若しくは災害が発生した時、県内の活火山に<u>噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき</u>又は噴火警報（火口周辺）が発表された時、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制 0号 を敷く。（詳細は各部局の配備編成計画による）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 非常配備（3号）</p> <p>災害が発生した<u>場合</u>、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
237	<p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(略)</p>	<p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																													
	<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th>会議構成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒 0 号 配備</td> <td>1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td>特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</td> <td>本部：危機管理監</td> <td>関係部局連絡員</td> <td>1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）</td> </tr> <tr> <td>1 号</td> <td>1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td>関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</td> <td>警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）</td> <td>関係部局連絡員 関係部局連絡員</td> <td>4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 号</td> <td>1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。</td> <td>関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。</td> <td>特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）</td> <td>関係部局長 関係部局長</td> <td>5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> <tr> <td>非常 3 号 配備</td> <td>1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。</td> <td>組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。</td> <td>災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）</td> <td>本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）</td> <td>6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考	警戒 0 号 配備	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。	特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	本部：危機管理監	関係部局連絡員	1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）	1 号	1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。	関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局連絡員 関係部局連絡員	4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。	2 号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。	関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局長 関係部局長	5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	非常 3 号 配備	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）	6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。	<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th>会議構成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒 0 号 配備</td> <td>1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td>特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</td> <td>本部：危機管理監</td> <td>関係部局連絡員</td> <td>1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）</td> </tr> <tr> <td>1 号</td> <td>1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。</td> <td>関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</td> <td>警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）</td> <td>関係部局連絡員 関係部局連絡員</td> <td>4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 号</td> <td>1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。</td> <td>関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。</td> <td>特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）</td> <td>関係部局長 関係部局長</td> <td>5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。</td> </tr> <tr> <td>非常 3 号 配備</td> <td>1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。</td> <td>組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。</td> <td>災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）</td> <td>本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）</td> <td>6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考	警戒 0 号 配備	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。	特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	本部：危機管理監	関係部局連絡員	1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）	1 号	1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。	関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局連絡員 関係部局連絡員	4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。	2 号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。	関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局長 関係部局長	5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。	非常 3 号 配備	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）	6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。	<p>※ <u>蔵王山</u>の噴火警報レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。 (略)</p>	<p>※ <u>栗駒山</u>、<u>蔵王山</u>の噴火警報レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。 (略)</p>
区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考																																																											
警戒 0 号 配備	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。	特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	本部：危機管理監	関係部局連絡員	1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）																																																											
1 号	1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。	関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局連絡員 関係部局連絡員	4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。																																																											
2 号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。	関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局長 関係部局長	5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																																											
非常 3 号 配備	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）	6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。																																																											
区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考																																																											
警戒 0 号 配備	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測されたとき。 3 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害が発生したとき。 4 蔵王山、雫子、栗駒山に噴火速報（噴火速報）又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 5 その他特に部（局長）（総務部）においては危機管理監が必要と認められたとき。	特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	本部：危機管理監	関係部局連絡員	1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各所で定める配備計画に基づくものとする。 3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く）																																																											
1 号	1 県内に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるととき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認められたとき。	関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部（本部長：危機管理監） 警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局連絡員 関係部局連絡員	4 特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。																																																											
2 号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。	関係部（局）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部（本部長：副知事） 特別警戒本部地方支部（支部長：地方振興事務所長）	関係部局長 関係部局長	5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるような態勢を整えておく。																																																											
非常 3 号 配備	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 県内に特別警報が発表されたとき。 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。 ※大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪特別警報のほか、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部（地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地方支部地域部（地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	本部員（本部会議） 支部員（支部会議） 地域部員（地域部会議）	6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。（ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない） なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部（局）を通して関係地方機関に伝達するものとする。																																																											

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
240	<p>第5節 防災活動体制 (略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>	<p>第5節 防災活動体制 (略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <p><u>また、国が関係省庁、県又は市町村、ライフライン事業者等の代表者を一同に集めた連絡会議及び調整会議を開催する場合、県は、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R 2)</p>
240	<p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <hr/> <hr/> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R 2)</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
243	<p>第6節 警戒活動</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 （略）</p> <p>2 市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の警戒活動を行うとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 _____ 等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令する事を基本とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 _____ において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告を発令する。</p> <p>また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 _____ において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（略）</p>	<p>第6節 警戒活動</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 （略）</p> <p>2 市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の警戒活動を行うとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> 等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令する事を基本とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告を発令する。</p> <p>また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（略）</p>	記述の適正化
245	<p>第7節 相互応援活動 （略）</p> <p>第3 県による応援・受援活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員派遣の要請</p> <p>県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員<u>派遣</u>システム等により必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。</p> <p>また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。</p>	<p>第7節 相互応援活動 （略）</p> <p>第3 県による応援・受援活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員派遣の要請</p> <p>県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員<u>確保</u>システム等により必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。</p> <p>また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
245	<p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>6 県の職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p>
261	<p>第10節 救急・救助活動 (略)</p> <p><u>第8 火山災害の現場における救出</u> 市町村は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、災害派遣自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。 救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。</p> <p>第9 救急・救助活動への支援 (略)</p>	<p>第10節 救急・救助活動 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第8 救急・救助活動への支援 (略)</p>	<p>第2章第1節第7 8 火山災害発生時等の対応に移記</p>
262	<p>第10 惨事ストレス対策 (略)</p>	<p>第9 惨事ストレス対策 (略)</p>	
263	<p>第11節 医療救護活動 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第11節 医療救護活動 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 活動の継続・引き継ぎ</u> イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。 ロ 県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(略)</p>	<p>DMATの活動終了以降について明記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
267	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び_____宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤服薬指導及び災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）による医薬品の提供等を行う。また、_____宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤服薬指導及び災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）による医薬品の提供等を行う。また、(一社)宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
272	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 交通規制</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを一時的に確保するために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、_____</p> <p>_____</p> <p>_____道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 交通規制</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを一時的に確保するために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、<u>降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</u>道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。</p>	防災基本計画の修正（R2）
284	<p>第14節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 指定緊急避難場所の開設及び周知</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 指定緊急避難場所の開放及び周知</p> <p>(略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
284	<p>第7 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>設置</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設<u>する</u>。</p> <p>(2) 市町村は、<u>必要に応じ</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする</u>。</p> <p>(4) <u>市町村は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第7 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>開設</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、<u>住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する</u>。</p> <p>(2) 市町村は、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める</u>。</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>第17節第2へ移記し削除</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
285	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 家庭動物への対応</p> <p>市町村は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 家庭動物への対応</p> <p>市町村は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>。</p> <p><u>ニ 感染症対策</u></p> <p><u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p><u>局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) ホームレスの受入</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正(R 2)</p> <p>防災基本計画の修正(R 2)</p>
288	<p>第11 広域避難者への支援</p> <p>1 円滑な手続きの実施</p> <p>県は市町村や都道府県の区域を越える被災者への広域避難に関する支援要請又は受け入れに係る手続きを円滑に行うように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第11 広域避難者への支援</p> <p>1 円滑な手続きの実施</p> <p>県は市町村や都道府県の区域を越える被災住民への広域避難に関する支援要請又は受け入れに係る手続きを円滑に行うように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p>
289	<p>第13 火山災害の警戒避難対策</p> <p><u>市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。</u></p> <p><u>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。</u></p> <p><u>県及び市町村は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示(緊急)等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。</u></p> <p><u>また、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期や避難対象地域、指定緊急避難場所の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的に実践的な避難計画を市町村地域防災計画に位置付けるようにする。火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を行い、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>第2章第1節第7 8 火山災害発生時等の対応に移記(第2章第1節第7 火山災害予防対策に同様の記載がある箇所は削除)</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努める。また、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。</u></p> <p><u>加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台管区气象台、県、市町村及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。</u></p>		
297	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動 (略)</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (1) (略) (2) 緊急支援 イ (略) ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>ボランティア団体</u>等の協力を得て計画的に実施する。 ハ (略) <u>(新規)</u></p> <p>三 相互協力体制 (3) (略)</p> <p>298 (4) 災害派遣福祉チームの活動 高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>ボランティア関係団体</u>などと連携し、活動を行う。</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動 (略)</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (1) (略) (2) 緊急支援 イ (略) ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>NPO・ボランティア</u>等の協力を得て計画的に実施する。 ハ (略) <u>ニ 多様な避難所の確保</u> <u>市町村は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>ホ</u> 相互協力体制 (3) (略)</p> <p>(4) 災害派遣福祉チームの活動 高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>NPO・ボランティア</u>等と連携し、活動を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記載箇所を整理するため、第12節第7から移記</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
301	<p>(略)</p> <p>第18節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> <u>県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部</u></p> <p>第1 目的 大規模な災害に伴い，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適正な飼育に関し，（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき，被災動物の救護や応急措置を要請するとともに，<u>市町村等関係機関</u>との協力体制を確立<u>する</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第18節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> <u>県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部，市町村，（公社）宮城県獣医師会</u></p> <p>第1 目的 大規模な災害に伴い，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適正な飼育に関し，（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき，被災動物の救護や応急措置を要請するとともに，<u>市町村等関係機関は県</u>と協力体制を確立<u>しながら必要な施策を実施</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
302	<p>第19節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) 県及び市町村は，大規模災害時における県民の基本的な生活を確保するため，<u>被災者の食料，飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し，関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</u> なお，被災状況の程度や，避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ，時宜を得た物資の調達に配慮するとともに，夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。 また，調達物資の選定に当たっては，要配慮者，女性や子育て家庭の避難生活，アレルギー対策，避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) 県及び市町村は，大規模災害時における県民の基本的な生活を確保するため，<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに，被災者の食料，飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し，関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</u> なお，被災状況の程度や，避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ，時宜を得た物資の調達に配慮するとともに，夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。 また，調達物資の選定に当たっては，要配慮者，女性や子育て家庭の避難生活，アレルギー対策，避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p>
308	<p>第9 燃料の調達・供給</p> <p>1 燃料の調達，供給体制の整備 県は，災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう，県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用，必要に応じた国等への確保要請などにより，燃料の供給を図る。また，被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の</p>	<p>第9 燃料の調達・供給</p> <p>1 燃料の調達，供給体制の整備 県は，災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう，県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用，必要に応じた国等への確保要請などにより，燃料の供給を図る。また，被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
318	<p>治体へ協力要請を行う。 （略）</p> <p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。 （略）</p>	<p>治体へ協力要請を行う。 （略）</p> <p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し</u>、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。 （略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p>
322	<p>第24節 教育活動 （略）</p> <p>第2 避難措置 （略）</p> <p>3 保護者への引渡し （1） 校園内の児童生徒等への対応 警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 （略）</p>	<p>第24節 教育活動 （略）</p> <p>第2 避難措置 （略）</p> <p>3 保護者への引渡し （1） 校園内の児童生徒等への対応 警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 （略）</p>	<p>記述の適正化</p>
326	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保 （略）</p> <p>第2 緊急使用のための調達</p> <p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 なお、市町村についても県に準じて対応する。 <u>（新規）</u></p> <p><u>2</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相</p>	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保 （略）</p> <p>第2 緊急使用のための調達</p> <p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 なお、市町村についても県に準じて対応する。</p> <p><u>2 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、電動車及び発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p><u>3 県は、大規模停電発生時には直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。さらに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>3</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>4</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>5</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。</p> <p>(略)</p>	
331	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 海岸保全等施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p>海岸管理者は、宮城県内に発表され<u>波浪</u>・高潮<u>警報</u>解除後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第9 空港施設 (略)</p> <p>3 旅客対策</p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 海岸保全等施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p>海岸管理者は、宮城県内に発表され<u>た波浪警報</u>・高潮<u>注意報</u>解除後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第9 空港施設 (略)</p> <p>3 旅客対策</p>	記述の適正化
334	<p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p>東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、<u>大津波警報・津波警報発表時に</u>滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導<u>して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認</u>する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、<u>津波警報等の情報</u>や空港における避難勧告等について、旅客等へ<u>确实</u>に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p>東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、<u>乗客・乗員に危険を及ぼすと判断される場合</u>、滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p> <p>(2) 避難場所への誘導</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導<u>する。</u></p> <p>(3) 情報伝達手段の確保</p> <p>仙台国際空港株式会社及び関係者は、<u>災害</u>や空港における避難勧告等の<u>情報</u>について、旅客等へ<u>速やか</u>に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
336	<p>第10 鉄道施設 (略) 2 阿武隈急行 (略) (4) 強風の場合 イ 風速が<u>毎秒25m</u>以上となったときの処置 運転指令は、風速が<u>毎秒25m</u>以上となったと認めるときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。 (略) (5) 風速が<u>毎秒30m</u>以上となったときの処置 運転指令は、風速が<u>毎秒30m</u>以上となったと認めるときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。 駅長は、風速が<u>毎秒30m</u>以上となったと認めるときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。 (略)</p>	<p>第10 鉄道施設 (略) 2 阿武隈急行 (略) (4) 強風の場合 イ 風速が<u>25m/s</u>以上となったときの処置 運転指令は、風速が<u>25m/s</u>以上となったと認めるときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。 (略) (5) 風速が<u>30m/s</u>以上となったときの処置 運転指令は、風速が<u>毎秒30m/s</u>以上となったと認めるときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。 駅長は、風速が<u>30m/s</u>以上となったと認めるときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。 (略)</p>	記述の適正化
338	<p>4 仙台市地下鉄 (略) (2) 暴風雨 イ 暴風 (イ) 総合指令所長は、風速が<u>25メートル毎秒</u>以上になった場合で列車の運転が危険であると認めるときは、全線又は地上部分の運転規制をしなければならない。 (ロ) 総合指令所長は、風速が<u>30メートル毎秒</u>以上になったときは、全線又は地上部分の運転を休止しなければならない。 ロ 暴風時の駅務サービス課長及び<u>車両課長</u>の取扱い (略) (ロ) <u>車両課長</u>は、暴風時には、前項第一号の取扱いをしなければならない。 (略)</p>	<p>4 仙台市地下鉄 (略) (2) 暴風雨 イ 暴風 (イ) 総合指令所長は、風速が<u>25m/s</u>以上になった場合で列車の運転が危険であると認めるときは、全線又は地上部分の運転規制をしなければならない。 (ロ) 総合指令所長は、風速が<u>30m/s</u>以上になったときは、全線又は地上部分の運転を休止しなければならない。 ロ 暴風時の駅務サービス課長及び<u>富沢、荒井管理事務所長</u>の取扱い (略) (ロ) <u>富沢、荒井管理事務所長</u>は、暴風時には、前項第一号の取扱いをしなければならない。 (略)</p>	記述の適正化 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
343	<p>第3 下水道施設</p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>公共</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>公共</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>公共</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプ施設、<u>終末処理場施設</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>終末処理場</u>施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排除機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>終末処理場</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>処理場</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>特設</u>公衆電話の設置</p> <p>イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて<u>特設</u>公衆電話を設置する。</p> <p>ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに<u>特設</u>公衆電話を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 下水道施設</p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>流域</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>流域</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>流域</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプ施設、<u>浄化センター</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>浄化センター</u>施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排除機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>浄化センター</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>浄化センター</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>災害時</u>公衆電話の設置</p> <p>イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて<u>災害時</u>公衆電話を設置する。</p> <p>ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに<u>災害時</u>公衆電話を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>呼称変更</p>
349	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 農産物</p> <p>1 活動体制</p> <p>農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農林水産業災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農林業災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農林業災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 農産物</p> <p>1 活動体制</p> <p>農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農政部災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
351	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 農産物</p> <p>1 活動体制</p> <p>農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農政部災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 農産物</p> <p>1 活動体制</p> <p>農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農政部災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
354	<p>第6 畜産 (略) 2 家畜伝染病の防止 (1) (略) (2) 防災措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。 イ (略) ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却 ハ (略) (略)</p> <p>第7 林産物 1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。 (略)</p>	<p>第6 畜産 (略) 2 家畜伝染病の防止 (1) (略) (2) 防止措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。 イ (略) ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却 ハ (略) (略)</p> <p>第7 林産物 1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県水産林政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「水産林政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「水産林政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。 (略)</p>	記述の適正化
356	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策 (略) 第2 二次災害の防止活動 1 県及び市町村又は事業者の対応 (略) (6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>終末処理場</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u>あわせ</u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策 (略) 第2 二次災害の防止活動 1 県及び市町村又は事業者の対応 (略) (6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>浄化センター</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u> </u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
361	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部、<u>県社会福祉協議会、ボランティア関係団体</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、<u>災害ボランティア関係団体</u>等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NP</u> <u>O・NGO法人等のボランティア団体及びNPO</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO</u>等の活動支援や<u>これらの異なる組織の活動調整</u>を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>_____</u> <u>_____</u>これ<u>_____</u>により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。</p> <p>各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村災害ボランティアセンター</p> <p>市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、<u>基礎的ボランティアセンターとして</u>、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター</p> <p>宮城県社会福祉協議会とNPO等<u>連携組織</u>が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p><u>なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。</u></p> <p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>ボランティア関係団体</u>等との連携</p>	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部、<u>県社会福祉協議会、NPO・ボランティア等</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの<u>コーディネーター</u>調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等<u>関係機関</u>が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NP</u> <u>O・NGO・ボランティア</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア</u>等の活動支援や<u>_____</u>活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u>これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>なお、ボランティアの<u>コーディネーター</u>に際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。</p> <p>各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村災害ボランティアセンター</p> <p>市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、<u>_____</u> <u>_____</u>地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター</p> <p>宮城県社会福祉協議会とNPO等<u>関係機関</u>が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p><u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
362	<p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア <u>関係団体</u> 等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</p> <p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの<u>受入れ</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>第4 NPO・NGOとの連携</p> <p>県及び市町村は、一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等 <u>連携組織</u> と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び <u>NPO・ボランティア</u> 等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</p> <p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの<u>コーディネート</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>第4 NPO・NGOとの連携</p> <p>県及び市町村は、一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等 <u>関係機関</u> と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
373	<p>第33節 災害種別毎応急対策 (略)</p> <p>第3 危険物等災害応急対策 (略)</p> <p>7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</p> <p>放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等 <u>による放射線障害の防止</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）及び（労働安全衛生法昭和47年法律第57号）に基づいて次の応急的保安措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>8 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置</p> <p>核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等 <u>による放射線障害の防止</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策 (略)</p> <p>第3 危険物等災害応急対策 (略)</p> <p>7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</p> <p>放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等 <u>の規制</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）及び（労働安全衛生法昭和47年法律第57号）に基づいて次の応急的保安措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>8 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等 <u>の規制</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
381	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。</p>	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。</p> <p><u>なお、具体的な応急対応については、航空法に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。</u></p>	記述の適正化
383	<p>第5 航空災害応急対策 (略)</p> <p>緊急連絡体制図</p>	<p>第5 航空災害応急対策 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	仙台空港緊急計画改定に伴う削除

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
384	<p>空港周辺における通報系統図</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>仙台空港緊急計画改定に伴う削除</p>
	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p>	
396	<p>第1節 災害復旧・復興計画 (略) 第3 災害復旧計画 (略) 3 事業の実施 (略)</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画 (略) 第3 災害復旧計画 (略) 3 事業の実施 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業</u>、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び市町村は、<u>重要物流道路及びその代替・補完路</u>の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し</u>、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び市町村は、<u>県道又は市町村道</u>の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
400	<p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 罹災証明書の交付 <u>(新規)</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新規)</u></p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは</p>	<p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 罹災証明書の交付 <u>1 市町村</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとするとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p><u>2 県</u></p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、<u>速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは</u></p>	<p>項目名の設置</p> <p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>項目名の設置</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。 (略)</p>	<p>不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。 (略)</p>	
407	<p>第3節 住宅復旧支援 (略) 第3 住宅の建設等 県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。</p> <p>1 災害公営住宅の建設等 (1) (略) (2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援 知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を _____ 行う。 (3) (略) (4) (略) (5) 計画的な恒久住宅への移行 県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、 _____ 提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p> <p>2 公営住宅の空き家の活用 公営住宅の入居資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。 (略)</p>	<p>第3節 住宅復旧支援 (略) 第3 住宅の建設等 県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。</p> <p>1 災害公営住宅の建設等 (1) (略) (2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援 県は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・助言を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合に _____ 建設を代行するなど必要な支援を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) 計画的な恒久住宅への移行 県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p> <p>2 公営住宅の空き家の活用 公営住宅の入居資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>